

環境社会配慮助言委員会

第172回 全体会合

日時 2025年10月3日（金）14:00～17:32

場所 JICA本部2階202会議室及びオンライン

(独) 国際協力機構

助言委員

東 佳史	立命館大学 政策科学部・大学院 教授
阿部 貴美子	実践女子大学 人間社会学部 非常勤講師
石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 元助教
奥村 重史	あづさ監査法人 コンサルティング事業部 ディレクター
小椋 健司	元日本高速道路インターナショナル株式会社 元プロジェクト担当部長
貝増 匡俊	神戸女子大学 家政学部 家政学科 教授
衣笠 祥次	株式会社三菱UFJ銀行 経営企画部 サステナビリティ企画室 環境社会グループ 次長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES) 東京サステナビリティフォーラム フェロー
重田 康博	宇都宮大学 国際学部／国際協力NGOセンター 元教授／政策アドバイザー
鋤柄 直純	一般財団法人 自然環境研究センター研究本部 元研究主幹
鈴木 克徳	特定非営利活動法人「持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）」 理事
二宮 浩輔	山梨県立大学 国際政策学部 元教授
長谷川 弘	広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 名誉教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
山岡 曜（※）	宇都宮大学 地域デザイン科学部 客員教授

敬称略、五十音順

（※）会議室参加

JICA

池上 宇啓	審査部 環境社会配慮監理課 課長
西井 洋介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
三戸森 宏治	東南アジア・大洋州部 東南アジア第二課 課長
橋爪 拓也	東南アジア・大洋州部 東南アジア第二課
後藤 隆寛	中東・欧州部 欧州課 課長
山田 英嗣	南アジア部 南アジア第四課 企画役

調査団

三島 京子	いであ株式会社
宮市 哲	日本工営株式会社
古越 仁	東電設計株式会社
松永 雄紀	株式会社ニュージェック

○池上 皆様、こんにちは。こちらJICA本部においてます審査部事務局の池上です。

音声届いておりますでしょうか。もし届いておりましたら、何らかのサインを送っていただけるとありがたいです。

ありがとうございます。まだ何名かの方は入られていない状況ですけれども、お時間となりましたので、これから助言委員会全体会合を始めさせていただければと思います。

まず、本日、会議室から山岡委員にご出席いただいております。また本日は鎌田委員、柴田委員、鈴木和信委員、田辺委員、錦澤委員の5名から欠席のご連絡いただいておりますので、会議室から1名、リモート16名の総勢17名の委員のご参加で開催させていただきます。

まず、私のほうから、いつものように注意事項をご連絡させていただきます。

全ての参加者の皆様について、逐語録で議事録を作成しておりますので、最初に名前を名乗っていただいたあと、原嶋委員長のご指名を待ってから発言をお願いします。また、発言内容について、質問かコメントか明確にしていただき、JICA宛ての発言か、または、他の委員宛ての発言なのか、こちらのほうも明確にしていただけるとありがたいです。

JICA宛ての場合、事業部宛てですか審査部宛て、また、場合によっては調査団宛てなど、ご指名いただく時ありますけれども、これについてはJICA宛てと言つていただければ、こちらのほうで適宜どちらから回答するか判断させていただきますので、お任せいただければと思っております。

また、会議室から参加される山岡委員は、マイクを使っていただければと思います。また、発言希望の際には、できれば挙手機能を使っていただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

あと、オンライン参加の皆様、これも通常どおりですけども、ハウリングを防ぐために通常一律ミュートとさせていただいております。発言される際にはミュートを外して、可能であれば、通信事情にもよりますけれども、カメラをオンにしていただければと思います。また、発言が終わった時には、以上です、とお伝えいただいて、速やかにミュートしていただけるとありがたいです。

本日、スケジュールとしては、スコーピング案にかかるワーキンググループ会合報告及び助言文書確定が1件、それから、その他として特殊な経緯報告が1件、そして案件概要説明が1件、この3つのあとに、半年に1回実施しておりますモニタリング状況についてのご報告があり、こちらは池上のほうからご報告させていただきます。

スケジュールどおりに進めば、途中で休憩を挟むことなく一気通貫でいけるかなというぐらいの感じになっておりますけれども、実際に休憩挟むかどうかは、今後の議論がどれぐらい時間かかるか次第でご相談させていただければと思っております。

では、早速ですが、このあたりで原嶋委員長にマイクのほうをお渡しできればと思います。よろしくお願ひします。

○原嶋委員長 原嶋ですけど、音声入ってますか。

○池上 はい、入っております。

○原嶋委員長 それでは、JICA環境社会配慮助言委員会第172回の全体会合を開催させていただきます。よろしくお願ひします。

まず、ワーキンググループのスケジュール確認ということで、今お手元に日程表が配られている

と思います。細かな点につきましては、数日中にご連絡いただきたいと思いますけれども、何か大きい点でご質問等ありましたら承りますので、サインを送ってください。

あと、事務局から日程について何かありますか。

○池上　はい、事務局、池上です。事務局のほうから特に補足説明等ございません。

○原嶋委員長　挙手はよろしいでしょうか。

それでは、特になれば、細かな日程の変更については、事務局へご連絡いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、続きまして、3番目の議題に移りたいと思います。

3番目、ワーキンググループの会合報告及び助言文の確定ということで、本日1件、カンボジア国の国道1号線・メコン架橋整備事業でございます。本件につきましては、奥村委員に主査をお願いしておりますので、まずもって奥村主査からご説明頂戴したいと思います。

奥村主査、聞こえますか。お願ひします。

○奥村委員　それでは、奥村からご報告させていただきます。

本件、カンボジア国国道1号線・メコン架橋整備事業ということで、委員といたしましては、小椋委員、鈴木克徳委員、田辺委員、錦澤委員、山岡委員、奥村で検討させていただきました。

まず、助言でございますけれども、移っていただきまして、まず一つ目の助言ございますが、いろいろ、あとでも、論点のところでも述べますけれども、交通需要予測をベースにいろいろ代替案検討をされているのですけれども、その交通需要予測がこれから本格的に実施するということになっておりまして、やはり非常に重要ですので、その交通需要予測の結果をきちんとDFRに記載してください、というようなものが一つ目の助言でございます。

二つ目でございますけれども、こちらもアレクサ市の人団予測とか、メコン架橋の交通需要予測がスコーピング案段階で十分に明確になっていないので、そちらをきちんと明確にしたうえで、メコン架橋の必要性・妥当性については慎重に検討してくださいと。で、その結果をDFRに記載してくださいというような助言でございます。

3番目が、こちらもメコン架橋、非常に重要なものでございますけれども、それが最優先の代替案になっているのですけれども、そちらにつきまして、氾濫原の影響の可能性というのが結構大きなポイントになってくるんですけども、そちらの流量計算や氾濫シミュレーションなどをもとに、その代替案の検討を行って、その精査した結果をDFRに記載してください、というようなものが、3つ目の助言でございます。

4つ目ですけれども、コーラー市場区間における代替案の比較に関して、環境への影響に関する配点が低めに設定されていたのですけれども、それは理由は樹木の伐採数が少ないとか、そういうようなことが理由で配点が低くなっていたのですが、別に環境への影響は樹木とか自然だけでなく、大気汚染であったりとか、騒音・振動もやっぱり大きく影響してくるので、そちらも考慮しつつ、バイパス案との代替案比較を見直して、その結果をDFRに記載してくださいっていうのが4つ目でございます。

5つ目でございますけれども、影響建物につきまして、影響を受ける関係者が影響建物を失うことでの、どんな収入減とかコスト増が発生するのかと、そのあたりしっかり検討したうえで代替案の比較を実施してくださいと。で、その結果をDFRに記載してくださいっていうのが5つ目の助言でござります。

います。

6つ目の助言なのですけれども、これは論点の一つ目をちょっと説明してから、こちらの助言を説明したほうがわかりやすいかなと思います。

論点の一つ目なのですけれども、これは非常に特殊な案件でございまして、一度、過去の事業で移転をすることになった人がいて、その人に1回補償して退去してもらっているというような一部地域がありますと。その人たちが、過去の事業が終了後に、道路が完成してから、また道路のほうに占拠していると。そこで簡易構造物を建てているというような状況でございまして、かつ、調査団の調査によると、そこの住民たちは、国有地にそういった簡易建築物を建てていることが違法であるっていうのも認識しています、というようなことらしいのです。

それに対して、そのままJICAガイドラインの規定を踏まえると、原則補償すべきということではあるのですけれども、やっぱり安易に再補償しますということになると、今後の将来的な補償目的の占拠とか、道路を占拠することで歩行者の交通安全を脅かすようなことを助長してしまうこともあるのではないかというようなところで、そこを単純に補償してしまうのは妥当ではないというような話もありました。

ただ、他方で、境界の管理とかは、もちろん管理者側の責任じゃないかと、自治体の責任ではないかというところもあるので、補償を検討すべきではないかというような意見もあったというところで、最終的にはやっぱりJICA環境社会配慮ガイドラインを基本としつつも、合理的な範囲でカンボジアの土地政策とか現地事情も踏まえて補償方針を検討しましょうというようになりました。

それに関連した助言が6番になっています。過去の事情がやっぱり一度再補償とかもしているということもありますので、カンボジア国の土地法とか、土地収用法とか、そういった過去のその土地法制の変遷とかをきちんと整理したうえで、過去の補償状況とか、カンボジアの土地政策の実情を踏まえた補償方針を策定するよう実施機関と協議してください、というのが6つ目の助言ということです。

7つ目の助言なのですけれども、補償を行ううえで、小規模の仮設の店舗で働く人とか、あと、そのちょっとその道路から離れたところですけれども、メコン川架橋によって影響を受けるような渡し船や漁業を営む人とか、そういった経済・社会的に弱い立場の人に対する実態を把握して、その人たちの意見を収集する手段を検討しながら、その人たちの影響緩和策であったりとか、生計手段の喪失が想定される場合には、補償とか支援を含めた対策を講じるよう実施機関と協議すること、というのが7つ目の助言でございます。

最後、これも先ほどの補償の問題に関連したものでございますけれども、やっぱり、そもそもしっかり国有地への遷移みたいなのが、きちんと管理されてなかつたのではないかというところもありますので、そこをしっかり管理ができるような形になるように、制度とか体制を構築ないしは強化するように実施機関に申し入れること、というのが最後の助言でございます。

あと論点、もう一つ残っておりますけれども、代替案検討のところで、やっぱりそこの代替案検討に必要な交通量需要予測とか、そういったところの情報であったりとか、配点方法とかが、あまり明記されてなかったというところで、そのあたりをもう少し明確化してほしいというような指摘が委員の皆様からあったといったところです。

他方、やっぱりスコーピングの段階で、やっぱりなかなか十分な情報を集めることは困難である

と、限度があるというようなところもありますので、そのあたりはJICAの皆様からご説明があったといったところでございます。

以上がワーキンググループの助言と論点のご報告でございますけれども、もしワーキンググループに参加されたほかの委員の皆様、補足があればよろしくお願ひいたします。

○原嶋委員長 それでは、小椋委員、鈴木克徳委員、田辺委員、錦澤委員、山岡委員、もしご発言ありましたら、サインを送ってください。

山岡委員、いかがですか、会議室にいらっしゃる。もしご発言あれば、今どうぞ。

○山岡委員 はい、山岡です。私から特に補足はございません。

○原嶋委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 奥村主査、どうもご説明ありがとうございました。

多少補足にはなりますが、案件概要説明のパワーポイントをPDF化したものの16ページをもしよろしかったら映していただきたいのですが。ワーキングにご参加以外の委員の先生方に、この絵を見ていただければ、ある程度イメージいただけると思うのですけれども、実際に道路区域いっぱいいっぱい拡幅工事しているわけではなくて、その手前まで工事をされたがゆえに、まだ道路区域内の土地に張り出したような形で、家屋を違法にというか、イレギュラーな形で占拠されているというので、この助言ないしは論点に結びついているということです。

以上、補足です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。それでは、ほかいかがでしょうか。

それでは、ご出席以外の委員の皆様のご質問承りますので、サインを送ってください。

阿部委員、どうぞお願いします。

○阿部委員 はい、阿部です。ありがとうございます。

私は7番の助言について、質問とそれからコメントがあります。

まず、最初にコンサルタントの方にお伺いしたいと思います。こちら7番のほうに先住民という言葉がございまして、回答表の86番、錦澤委員のご質問にも関係するんですけれども、先住民というと、定義は様々でありますけれども、カンボジアの場合はチャム族か、あるいはベトナム系住民が考えられ、錦澤委員のご指摘のとおりかと思います。

こちらの場合は、現状、なかなか情報集まってまだいないということですけれども、どちらの方々が可能性が高いですか、既に認識があるとか、考えられますでしょうか。というのは、こちらのチャム族とベトナム系住民の方々というのは、やはり一般的のカンボジア人の方々よりも脆弱性が高く、さらにその住民としての公的な登録面などでも、ちょっとなにか難しいところがあるというふうに聞いています。そしてまたさらにJICAさんの案件ではないようですけれども、以前にやはりこの川の上で漁業をしていて、同じような状況といいますか、漁業がしづらくなったような状況があったというようなことも聞いています。

ですので、現状わかっている範囲で、この先住民という方々が、このチャム族であるか、あるいはベトナム系であるかというところを教えていただきたいと思います。

それから2点目なんですけれども、コメントとして、同じく7番なんですけれども、その先住民という言葉から2行ぐらい下にあります影響緩和策ならびに生計手段の喪失が想定される場合に、とい

うコメントがありまして、これに対して、補償や支援を含めて対策を講じるように、実施機関と協議することという、大変この影響ある方々にとってはありがたいコメントがこちらのほうに書かれています。

この場合ですけれど、先ほど申し上げたそのチャム族であるか、あるいはベトナム系住民であるかというところで、もともと脆弱性が高いうえに、さらに異なる脆弱性、チャム族という方々は昔からカンボジアにおられるんですけれども、ベトナム系の方はやや遅れて入ったというか、ベトナム系という言葉どおりに隣国のベトナムというところに主に住んでおられる方々ということもあります。歴史的な背景もあり、脆弱性が異なっていますので、このあたりもしっかりと反映した形で調査を行っていただきたいですし、すいません、長くなつて。特に先ほど申し上げたような過去に同じような漁業への制限が、建設などによってかかった場合に、どのような影響を彼ら、彼女たちが受けたかということも含めて調べていただいて、今後のこの案件の参考にしていただきたいと考えています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。それでは、林副委員長からお話しをいただいた後、まとめて受け止めをお願いします。

林副委員長、お願いします。

○林副委員長 はい、林です。すみません。

私は、論点のほう、ちょっと二つの論点のまず一つ目のほうです。確認だけなんんですけども、論点は他の事例とかに役に立つような情報を集めたりするということもありますので、こういった事例が、その過去に何かあったのかっていうのが、ちょっと一つ、JICAのほうにお尋ねしたいと思っています。

あともう一つは、このROW、この再度使っていたというのが、全体としてどのくらい、対象の中にどのくらいの規模で発生したから、問題どのくらいになってるのかっていうのをちょっとお尋ねできたらなと思うのが1点目です。

2点目はスコーピングの代替案なんですけども、論点の二つ目ですけども、このスコーピングの配点評価、ここは毎回毎回、いろいろ問題は発生していて、JICAのおっしゃるように限界があるっていうのはわかりつつ、配点方法とか評価の理由を書ける範囲で書くとか、合理的な配点方法にするっていう余地はあるのかなっていう気はしてるんですけども、今回この案件で問題になったのはどういうあたりかっていうのを書かれていると、もう少し次の時に役に立つ情報かなと思いました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。それでは、JICAの側、受け止めよろしいでしょうか。

阿部委員、そして、林副委員長からのご質問ありますので、手分けして受け止めをお願いしてよろしいでしょうか。

あと、奥村主査、もしコメントがありましたら、どうぞ遠慮なく言ってください。

○三戸森 ありがとうございます。東南アジア・大洋州部の三戸森でございます。

阿部委員からの1点目のご質問は、調査団へのご質問だったかと思うので、オンラインで参加してのコンサルタントチームから反応いただければと思いますが、お願ひできますか。

○三島氏 調査団の社会配慮を担当しております三島と申します。ご質問ありがとうございました。

先住民族の件ですけれども、まだ調査、これから行うところでございまして、ちょっと具体的な情報は得られていない状況です。今回の被影響住民は国道沿いの人々になりますので、国道沿いのそういった対象の方々は、一通りその社会経済調査をかけまして、民族もどのような民族に属しておられるってことも調査してまいる予定にしております。

また、その脆弱性につきましても、地元のコミュニーンのリーダーの方、ステークホルダーとなる方々にもヒアリングしていく予定にしております。

ご指摘いただきました脆弱性への配慮につきましても、過去の事業の影響なども含めまして、今後情報収集を行ってまいりたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。それでは、後半の部分、お願ひしていいですか。

○西井 JICA審査部の西井でございます。

林副委員長からいただきましたコメントに関しまして、論点1点目の件です。

過去の事例があるかに関しまして、申しわけございません、今、手元で明確にはっきりした情報を持ち合わせておらず、確たることはなきのですが、少なくとも私どもで把握している限りは、同じような事例はあまり想定されないと思います。と言いますのも、そもそも用地取得を本来建設される事業以上に取るというケースがそれほどあるわけではないという気がします。

今回のケースは、かなり広めに用地を取得して、一部分だけ道路を建設する一方、長い間用地取得のままという状態が続いた上で、全く同じところで事業をやるということで、この案件と同様の条件が整う案件というのは、なかなかないのではないかと考えます。そういう意味で、非常にまれなケース、特殊なケースと認識しているところです。

論点2点目に関しましては、問題意識をお持ちだったワーキンググループの委員の皆様からも、ご指摘いただければと思いますが、私どもの認識としましては、今回、代替案の検討の中で、特にご指摘いただいたのは、根拠となる情報が不足していて、配点ですとか、評価の理屈のところに若干不確実性が残ったということなのかと理解しております。

先ほど主査からもありました交通需要予測ですか、氾濫解析のデータ、これらの詳細分析がないと、なかなか配点を明確に評価することができないんじゃないかなという問題意識をいただいたと理解しています。そういう意味で論点の中で、詳細な根拠情報を提示のうえ、という言葉を付け加えさせていただきましたが、その意図を汲んで表現させていただいた次第です。

とりあえずJICAからの回答は以上になります。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

阿部委員、ご発言ください。

○阿部委員 はい、すみません。先ほど三島さん、ご説明いただきましてありがとうございました。よろしくお願ひします。

1点、ちょっと再確認なんですけれども、ご説明の中で国道1号線沿いの方々を調査されるということをご発言されておられたんですけれども、助言のほうですとか、あるいは回答表の中では新しく架ける橋の架橋の周辺の方の漁業者であるですか、あるいは7番のほうでも渡し船の方とか、漁業を営む人ということがありますので、こちらのほうもどこまでの範囲を調べるのかというところが結構重要になってくるかと思います。どうぞ調査のほうでよろしくお願ひいたします。

以上です。

○原嶋委員長 石田委員、どうぞご発言ください。

○石田委員 はい、ありがとうございます。

助言に関して一つ、もう一つはメコン川を通過する環状2号線接続案が今のところ最適案ということだというふうに思いますけども、環状2号線接続案の時に、メコン川の中に橋梁を建てるんですか。橋梁を建てた場合の自然環境への影響はどのようなものだったのかということをちょっと教えていただきたいということです。これはワーキンググループの方にお聞きしたいと思います。

それから、次に7番の助言に関して、意見収集する手段を検討するというところなんですけども、意見収集する手段は、ある程度、もう既に検討されているんでしょうか。

その2点です。以上です。

○原嶋委員長 それでは、奥村主査もしコメントありましたら、いただきますけれども。あとJICAの側、今、2点ありましたので、どなたかご対応お願ひしてよろしいでしょうか。

○奥村委員 1点目について、スコーピング案の報告書ですか、あれがないと厳しいかなと思ったのですけど。事前配布資料のメコン架橋のところで比較表みたいなのがあったと思うのですけど。

今、こういった形で自然環境への影響ってあったのですけども、特によくあるその魚類への影響とか、そういったところの話とかはあまりちょっと書かれてなかったと。そういうところもあって、代替案の検討がやっぱり十分されてないのではないか、という議論になっていったというところでございます。

○石田委員 石田です。ということは、右岸から左岸まで数km以上あるように見えるんですが、やっぱり中で橋梁というか柱を建てるんですね、川の中に。

○奥村委員 調査団にも補足いただきたいのですが、その認識でよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 JICAの側でどなたか手分けしてご対応お願ひしてよろしいでしょうか。

○橋爪 JICA東南アジア二課の橋爪と申します。

ご質問の点は、環状2号線の接続案においてメコン架橋建設する際に、橋脚を建てるかというところですけども、現状調査の中では、そのような形で橋脚も建てて補強するということで検討しております。当然、自然環境の影響に関しましても、調査の中で把握をしていく想定でございます。

何か調査団の皆様から補足があればよろしくお願ひいたします。

○森本氏 調査団副総括の森本と申します。

まず橋梁の計画につきましては、現在計画予定されている地点での川幅が約2km弱ありますので、橋脚は必要になってくると考えています。

あと意見収集の方法ですけれども、ちょっとまた三島さんお願ひしてもよろしいでしょうか。

○三島氏 調査団の三島です。

意見収集の方法ですけれども、ワーキングの中でもご説明させていただいたんですが、こういった移動式の店舗の方などは、なかなか昼間に集まって協議のような形でご意見いただくことは難しいと考えておりますし、個別に意見収集をインタビューの形でしていきたいと考えております。

以上です。

○原嶋委員長 石田委員、いかがでしょうか。

○石田委員 すいません、発言では橋梁と橋脚を正確に示していないくて、当方がお聞きしたのは橋

脚のことです。混乱させてしまいました。

橋の中に柱を建てる必要性があることは理解しましたので、その点の環境影響評価もよろしくお願ひします。

あと個別に意見収集を考えたいということは、先ほどどなたか委員がおっしゃってましたけど、どの程度の範囲までの人々を含めるかっていうところも非常に重要になってくるので、見落としや見逃しがないように、よろしくお願ひできればというふうに考えます。ご回答ありがとうございます。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、ほかございますでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 ありがとうございました。

代替案についてのちょっとJICAさんへの確認というか質問なんですけども、今回委員の方々から代替案の助言案について、今の段階ではいろんなデータ揃ってないとか、もう少しシミュレーションやって、それを踏まえて代替案を選定すべきだとか、そういうった懸念があるもんですから、それはどうするんだということで、JICAさんの回答などを見ると、これからそれらはやるんでということで、それを検討内容、あるいは結果をDFRのほうにちゃんと記載することということで、言ってみれば先送りの形になっているわけなんです。いずれも委員の方、代替案のことを考えて懸念しているというのは、今出てきた資料・データだけでその推奨案に決定していいのかというようなことがある。

それからもしその後にやった調査の結果、やはりA案じゃなくてB案のほうがより適切じゃないかということになった場合は、ボタンの掛け違えのところをどうするんだという話が出てきたらというご心配もあった。そういうたずねのところが委員からの質問とか、あるいはそれを受けた助言案に最終的に落ち着いたというふうに思うんですけども。

なかなかスコーピング段階で代替案のことをどこまでやっていくかというのは、これまで林委員が言ったようにいろいろと議論があった。その中で今回の2番目の論点を見ると、スコーピングワーキンググループでの開催趣旨はいわゆる協力準備調査の方針策定であるというふうなことを明快に下から2行目に書いてあって、まさにスコープだと思うんです。

ここでいう方針策定を、案件についてやろうかと様々な観点から方針を作るんでしょうけども、代替案については、どの程度、どの精度くらいの方針、方針というのは代替案についてはどういう内容を我々助言委員のほうは討議したり、助言に入れ込むべきか、というようなところが一度整理し、我々を納得させてもらいたいな、というところがあって、それについてご質問なんですかとも。

ここにあるとおり、なかなかスコーピング段階で、いろんな確たるデータを揃えるのが難しくて、そのままになりますよ、ということであれば、いわゆる代替案としてはどのくらいの確度を今回はスコーピング段階で揃えていますよ、と。これを今後精査しながらこれからの調査ではっきりしていきます、というふうな、まさにあるメニューを目の前に示してくれるというふうなところまでやるのか、とはいってもどれか跡をつけないと深く調査できませんからABC案の中でも、一応Aというものを選びながらやっていくという推奨案をしっかりと提案させてもらいますよ、というかそこ

までをいう方針策定なのか、スコーピング段階でいう代替案に関する方針策定という中身を、我々委員に対してどれくらい求められている内容なのかというところ、そのあたりをJICAさんから改めてお聞かせいただけすると今後参考になるかなと思いました。長くなりました。

○原嶋委員長 JICAの側、受け止めよろしいでしょうか。

ちょっと1点、今の点に関連しますけれども、一般的にはスコーピングの段階である程度、代替案の中の1案が決まっていることが多いんです。常にそうとは言えないかもしれませんけども、今回、代替案の最終的な推奨案の決定にかなり流動性を持たせているというのは何か背景があるのですか。まだ決まらない事情が何か大きなものがあるのですか。もし亜れば、教えてください。

長谷川委員のご指摘も含めて、ご対応お願ひします。

○西井 JICA審査部の西井でございます。ご質問ありがとうございます。

長谷川委員、原嶋委員長からも含めて、過去にもいろいろと議論させてきていただいた論点だと理解しております。

私どもの理解としましては、スコーピング段階での代替案検討では、いくつかメニューをお示しして、その時点である情報をもとに分析、配点の比重、評点も含めて検討して、推奨案を決めるところまではさせていただきたいと考えております。

これは全体の調査の流れからして、スコーピングである程度推奨案を決めないとその先の調査がなかなか進められない、逆にそこを決めない場合、もう一度代替案の推奨案が決まった段階で、改めて助言委員会に付議して、という手続をやらなければいけなくなるのですが、現実的にはなかなかそこまで手續が回らないということだと理解しています。

ですので、情報に限度があることは認識はしているんですが、全体の調査スコープの中で、スコーピングワーキングとしては推奨案を決めるところまではやらせていただく、ということでございます。

ここで問題になるのが、データがどこまであるのか、どれだけの情報が入手できるかというところとして、過去のバングラの案件でも議論させていただいたところですが、厳密に現地調査はやらないとか、事前の調査はやらない、ということではなくて、できる限りの調査をやって情報収集はやってスコーピングに備えることの努力はするのですけれど、どうしても本格的な調査の前段階の下調べということの範囲を出ませんので、その範囲の中でなんとか集められた情報で検討させていただくという制限が生じるという次第です。

今回の案件に関しまして、流動性を持たせたという原嶋委員長のコメントに関しまして、必ずしも我々としてはそういう意識は持ってはおりませんで、あくまでほかの案件と同等、推奨案を決めさせていただいたという認識でございます。

ワーキンググループの委員の皆さんからの今回のご指摘は、推奨案を決めるには、若干データのバックグラウンドが弱いんじゃないかということが趣旨だったと理解しております。代替案の検討である程度調査をして、データを集めて、その根拠をもとに予測をするなどの精緻な分析と比べると、確かに弱いところがあるのかもしれないですが、そこは今の制度の限度の中で、できる限り、今最も妥当なところはここだという推奨案を検討させていただいたということです。

これが万が一、将来的にずれることがあったらどうするんだっていうことは、ワーキンググループの中でも議論させていただきまして、ここは調査の中で検証して再確認をさせていただきます。

やっぱりどうしても推奨案じゃない、ということで大きな計画が、例えばそもそもメコン架橋は妥当でないというような話が仮にですがあつたとしたら、その時点でやっぱり大きな計画変更ということになりますので、それをもって、改めて経緯報告ですとか、助言委員会等の付議の仕方を検討させていただき、調査のやり直しになると思いますけれど、軌道修正をさせていただくというようなことを検討していくということを想定しています。

まずはとりあえず回答として、以上になります。

山岡委員からご発言あります。

○山岡委員 山岡です。補足させていただきます。

今、西井さんのご説明どおりだと思います。前半のほうはそのJICAとしての、いわゆるスコーピング案における代替案の評価、決定の仕方に対する方針を説明されたと思いますし、後半のほうでは、特に問題になったのはメコン架橋とこの妥当性ということで、私もそういう疑問を持ちまして、特にそのメコン架橋が必要であるというのがこれ本命案になっておりまして、これに対しては、委員のほうからも、何点か本当に代替案のその架橋が本命案として正しいのかどうかというところは議論になったわけです。

さらに具体的には、架橋案といわゆる橋を架けない案、この比較の中で、私、特に注目したのは、その交通の円滑性、安全性の点とあと自然環境への影響というところで、かなり点差が開いているものですから、結果的に総合点が架橋のほうが高くなっているということが、本当にこの点数評価で妥当かどうかというところが結構疑問だったものですから、この点、いろいろ質問させていただいて、ワーキンググループでも議論させていただいたということです。

結果的には、そういう議論、質問を踏まえて、この調査の中で一応検討されるということなので、それを踏まえて、最終的に架橋案がやはり妥当であるということを検証していただくと、こういう流れになったというふうに理解しております。

ということで、これはいろいろ長谷川委員とか、林委員からも説明ありましたけれども、JICAの西井さんがおっしゃったのが基本方針であり、あと、やはり個別でデータが不足してるとか、そういう問題もありますけれども、本当にこの代替案の評価が妥当かどうかと、そういうところも個別案件では問題になるというふうに認識しております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、奥村主査、どうぞご発言を。

○奥村委員 はい、すみません。

ワーキンググループの時はちょっと意見を述べてなかった話なのですけれども、これ、事前に情報収集確認調査を行っていて、そこで集めた情報を使って代替案を検討しているのかなというような私の認識なのですけれども。やっぱりその情報収集確認調査が事前にあるものについては、なるべくそのあとで、こういう代替案検討でいろいろなその議論が出てくるので、そういうのを念頭に置きつつ、うまく情報収集確認調査で必要な情報を集められるように、情報収集確認調査のあり方をもう少しうまく検討したほうが良いのかなと思ったところです。

今までの委員の皆様の意見を聞いていて、ちょっと思ったところですけれども。よろしくお願ひいたします。

○原嶋委員長 東委員、どうぞお願ひします。

○東委員 はい、東です。

1点確認させてください。すみません、回答表の5ページの13番目、開いていただけますでしょうか。

13番目ですけども、この土地利用の一番大きなところ住宅地となっておりますが、この住宅地にどれだけの人が住むというのが、そのまま交通量需要予測に関わってくると思うんです。それがプロンペンの街中を見ておりますと、やはり不動産不況でんまり埋まってないと。そういうところで、この住宅にどれぐらいの人が住むのか、どのような建物が出来るのか。恐らく高層ビルではなしに、ボレイって言われてその長屋式のものが建つと思うんですけども、そういったことは重要な調査の焦点になりますので、今後調査団の方にはそのような点を深掘りしていただきたいということです。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 すみません、何度も。

先ほど、私の質問にJICAさんのほうから答えてくれたり、あるいは林先生のほうからいろいろとフォローしてもらって、ありがとうございました。JICAさんの考えてるスコーピング段階でこうあるべきだっていうのは重々理解しました。

であるならば、今回の各委員からの質問をJICAさん受けて、回答で返ってきたのは、恐らくしっかりと調査、その後本格的にやっても、恐らく推奨案は変わらないだろうというふうなコメントが結構あったんです。ですから、もし我々助言をする中で、まだ十分調査行われてないからどうなっていうところが、毎回毎回出るということであれば、今JICAさんが回答したように、もししっかりやったとしても、こうこうこういう理由だから、今決めている推奨案にはそれほど左右することがないっていうような、そのあたりまで突っ込んだ、いわゆる資料を我々に見せてもらうと、もっともっとワーキンググループの議論がまとまりやすいかなと思うんですけども。

こういった懸念点がいつもあるよということは、もう両者で共通になってますから、そういった懸念はあるということを前提にしながら、こういう調査が、今不足してるけども、ただやったとしても、今の推奨案でおおよそいきそうだよみたいな話は、必ずそういう問題あれば、記述的なことを書いておかれる場所があるといいかなというふうに思いました。

以上です。

○原嶋委員長 石田委員、どうぞ。

○石田委員 はい、ありがとうございます。

推奨案をスコーピングの段階で決めてしまう必要があるというふうに理解したんですが、すみません、ここから先は若干素人的な考え方はどうしても入ってしまうんですが。

課長も先ほどメンションされてましたけれども、やはりいろんなある程度の基礎的データが集まった段階で推奨案っていうのは決まっていくのが、環境アセスとしてはいい方法というふうに理解してますので、そういうことができないと、JICAの中での調査のプロセス上、そういうことは無理であるっていうことであれば、調査のプロセスそのものを少し変更できないんでしょうか。これ毎回こうやってよく助言委員会で出てくるものなので、皆さん共通の関心があるかと思うんです。

それがまず一つのアイデアであって、もしやっぱりそれでもいろんな理由でそういうことは変えられないということあれば、スコーピング段階に推奨案をより妥当性のあるものとして提供するためには、例えば、先ほど私、橋脚のことを質問させていただきましたけれども、ああいうところはもうこれまでの委員会でも何度も指摘されているところなので、そういったところで、特にこのポイントとなるようなところっていうのは、ある程度何て言うんでしょう、リスト化してしまって、そこを重点的に調査するって、確認調査で、本格的にこれから事前準備調査を始める前に、スコーピング段階までに準備しなきゃいけない確認の調査の段階でのリストというか、そういうものもあってもいいんじゃないんじゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○原嶋委員長 二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 はい、私も今の石田委員や長谷川委員のご意見と関連して、ちょっと一言だけ意見を言わせてください。

私も基本的に同じように印象を持ちました。そして、JICAの環境社会配慮助言委員会も10年以上続いているので、案件によっては、過去、同じようなサイトで今回のメコンの架橋の場合もそうですけども、調査が為されているところ、その近隣とか関連のところでの調査っていう場合は、やはりスコーピング段階でも情報量はかなり過去に遡るような形でしっかり取れる部分もあると思うんです。

それに比べて、まったく新しいサイトでということになると、やはりスコーピング段階では得られる情報が少なくなると思いますので、スコーピング段階で検討する際に、先ほど協力準備調査の方針策定なので、ある程度方向性だけはつけたいので代替案は示すところまではしたいというJICA側の見解でしたけれども、そこはそれで私もいいと思うんですけども、そこに出てくる情報の濃淡といいますか、かなり過去の調査の結果も利用できて、かなり、言葉がいいかどうかわからないんですけど、自信のある結果とちょっと情報提供してる側からもちょっと自信がないといいますか、少し弱いものっていうのが、事前にそういう感触っていうんですか、だけでもわかれば、先ほど、長谷川委員のコメントに関連するかもしれません、ワーキンググループとしては、それを受けて、じゃあどういうふうな議論がもう少し詳細に必要かとか、過去の調査結果はかなり既にあるので、そこを状況が変わってないかどうかを確認するとか、その辺のアプローチの仕方をもう少し具体的にフォーカスして議論ができるのではないかという感じがいたしております。

以上です。

○原嶋委員長 JICAの側まとめて受け止めありますか。

○西井 はい、ありがとうございます。JICA審査部の西井でございます。

この件、活発な議論をいただきましてありがとうございます。いろいろと難しいところがある議論です。

長谷川委員からいただいた件、推奨案が変わらないだろうという説明は、私どもも毎回同じような議論をさせていただいて、回答することが多くて、事前準備の時にできるだけその根拠を具体的に示すようにということは、審査部としても気にしてコメント準備をしております。

今回の件でも、例えば環境配点が少ないんじゃないかとご指摘いただいた時に、例えばでは環境配点をこういうふうに倍にしても、結論変わらないっていう現時点でのシミュレーションですか、

推奨案が変わらないという根拠は、できるだけ回答案の中で示すように努力してきたつもりではあります。

もし不十分な点があれば、それはワーキングの中で、議論させていただければと思いますし、今後も努力していきたいと思っています。

石田委員からのコメント、バングラの時も同じ議論をさせていただいたと思います。

るべき論としての手続として、スコーピング段階で代替案を検討して、その後に改めて代替案の最終確定をして、スコーピングを決定して、その後に代替案の推奨案を決定して、そこから調査というのは、理想論的にはあるんだろうということはわかつてはいるのですが、現実問題として、時間的制約と、労力のところから考えて、ワーキングを何度も開催する一方、なかなか調査が開始できないというところが、バランスの観点ではあるんですけど、現実的になかなか難しいところはあります。

二宮委員からもいただいた情報ではありますが、過去の情報をできるだけ収集してというところは、もちろんスコーピングの段階でも、調査団も含めてJICAとしてできるだけ努力しますし、審査部はそこをかなり厳しく、事業部のほうにお願いをして対応していただくようにはしているんですけど、なかなか先ほど言ったように限度があるというところがあります。

バングラの議論をさせていただく以前では、スコーピングはそもそも現地調査も行く前ですし、基本的に机上調査だけでスコーピングをやるという建て付けで、皆さんの間で整理になっていたと理解しております。もともとのスコーピングでは、我々もその机上調査ですとか、手元にある情報の中で、検討できる範囲でやって、その中で方針を出すというところでシークエンスを整理させていただきました。

ただ、さすがにそれも限度があるということで、この前の、ここにリファーさせていただいているバングラの時に、できる限りになりますけれど、事前の調査ですとか、協議を、努力したいということを申し上げたところではありますが、いずれにせよ、現地で調査をする、開始をする前の段階というシークエンスは変わっておりませんので、そこにはどうしても限界があるというところになります。

繰り返しになりますが、じゃあちゃんとやって、もう一度代替案をというプロセスになると、もう一度ワーキングというということになるため、労力と時間と、それが相手国政府、事業の調整の中でなかなかはまるかというところの問題になってくるかと理解していくと、現時点では先ほど申し上げたように、ある限りの情報をできるだけ集めて代替案を検討して、推奨案を決めて、あとでそれを裏付け、確定をさせていく、万が一どうしても軌道修正しなければいけない時は、それは立ち戻って、皆様と改めて諮らせていただくという方針が今のところ、最も妥当なバランスのとり方かなと考えています。

○原嶋委員長　はい、ありがとうございました。それでは、ほかございますでしょうか。

一般論に来たところありますけど、本件の個別の内容について、もし確認する必要がありましたらご発言ください。

いずれにしても今の段階では、スコーピング案の段階ですけど、また次の段階でもご議論いただくことがあるんだろうと思いますけれども、今の段階で確認が必要なことがありましたら、ご発言ください。

○池上 事務局、池上です。谷本委員からメールでカンボジアのこの件に一つコメント、一つ質問が来てます。

○原嶋委員長 承知しました。谷本委員から以下のとおり、ご発言があります。

カンボジア国国道1号線・メコン架橋整備事業についてですけど、コメントとして助言の1、2、3、4、5で、1と3では、結果をDFRに記載することとなっていますが、他方2、4、5は、検討結果をDFRに記載することである。どちらかに統一してはいかがでしょうか。

2点目は質問。また、助言の6、7、8では、6と7では、実施機関と協議することですが、8は、実施機関に申し入れることとなっている。これらの違いはどういうことでしょうか。

奥村主査、どうでしょうか。調整ちょっとお願ひしてよろしいでしょうか。

○奥村委員 一つずつやっていければと思うんですけれども、DFRに記載することと、結果と検討結果のところですね。ちょっとお待ちください。

予測の結果の話と、あと調査した結果の話と、検討した結果の話と、ちょっとそこが二つ異なるので、それでまず助言1だったりすると、別に検討というよりも、予測した結果を示すということになっていますし、2は検討した結果になっているということで、基本的に1番目は多分そんなに問題ではないかなと思っています。どこまで協議するかしないかっていう話の差だと思います。なので、そこは意図があって分かれていますと。

2つ目は確かに、すみません。これはあまり意識せずに申し入れと協議となっていますけれども、申し入れの場合は、この結果を検討するようにお願いしますというような意識が強くて、協議するっていうのは、調査団とJICAさんと先方と協議してくださいっていうので、多少ちょっとニュアンスは違うところはあります。なので、6番であったりすると、これは協議することっていうことで、もし小椋委員がやっぱり実は申し入れでしたっていうことあれば、ちょっと6については変えていいかもしないですけれども。

小椋委員、どうしましょうか。

○小椋委員 この8の助言案は、最初は「協議すること」という文案だったのですが、それをJICA事務局、西井課長からのご提案で、この事業に特定してというよりも、カンボジア国のいわゆるライトイオブウェイ（ROW）の管理全体の話なので、この事業に限った話ではないことから、その他の範疇にしています。したがって、ここは実施機関に「申し入れること」が言葉としては適切なのかという西井課長のご提案を受け入れて、「申し入れること」にしておりますので、ここはこのまでいいのかなと思っています。

○原嶋委員長 原嶋です。

奥村主査、そして、小椋委員、ありがとうございました。

今で峻別といいますか、区別が非常に明確になりましたので、原案どおりということで谷本委員にもご了解いただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

重田委員、どうぞご発言ください。

○重田委員 重田です。すみません。途中パソコンがTeamsに入れないで、パソコンを変えてあとから参加しました。失礼しました。カンボジアの案件だったので、最初から聞けなかったのが残念です。

最後の質問のところで検討結果をDFRに記載する、協議する、申し入れるという区別でご説明が

あったと思いますけども、その点は書くうえでワーキングなり、JICAさんの合意を得て、その文言にするということになるんでしょうか。それともワーキングだけの議論で、そこはそういう文言になるんでしょうか。その辺確認させてください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

基本的な考え方としては、ワーキンググループでの結果を尊重して、全体会合でコンセンサスを作るということですので、基本的には尊重いたしますけれども、全体会合で若干の修正をするということの余地は残っている、そう考えております。

○重田委員 申し入れるっていうとかなり強い表現ですよね。ですから、その点はDFRに記載するのと少し違いがあるかなと思いますけれども、その辺はワーキングの意見を尊重しながら、少しJICAさんの意見も取り入れてまとめていくというようなところでしょうか。

○原嶋委員長 はい、そのとおりです。

○重田委員 はい、どうもありがとうございます。

○原嶋委員長 ほかいがでしょうか。

奥村主査、小椋委員、どうもご説明ありがとうございます。

JICA側は特に今の文言について、現状どおりでよろしいでしょうか。

○池上 JICA事務局、池上です。

今の文言については特に変更なしということで、JICA側としても異存ございません。

○原嶋委員長 それでは、一通りご議論いただきました。

ちょっといろいろと過去の経緯もあって、やや注意を払うべき案件ということで大変真摯なご議論をいただきまして、どうもありがとうございます。

一応助言文については、今お示しいただいたとおり、概ねのワーキンググループでのご議論ということの結果のとおりということになりますけれども、これで一応確定させていただきたいと思っておりますけども、いかがでございましょうか。

山岡委員、何かありますか。大丈夫ですか。

○山岡委員 山岡ですけど、異存ありません。

○原嶋委員長 それでは、一応助言文につきましては、ワーキンググループのほうでご議論いただいた結果のとおり、ということで確定させていただきたいと思います。

あと、代替案のご議論については、引き続きいろんなケースも含めて、一般論、そしてそれをどう個別の案件に当てはめていくかということで、引き続き、積極的なご発言いただきたいと思いますし、いろいろ改善を進めていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。

本件、一応ここで締めくくりとなりますけども、何かご発言ありましたら。

これ、ドラフトファイナルレポートの段階も、また助言委員会ワーキンググループというのは想定されているということで理解してよろしいんでしょうか。

○池上 事務局、池上です。ご理解のとおり、その段階でもワーキングを想定しております。

○原嶋委員長 その段階では、代替案のうちのどれかっていうのもかなりこう具体化していくということで、そういう期待を持って、お待ちするということでよろしいんでしょうか。

○池上 はい、ご理解のとおりです。

○原嶋委員長 それでは、奥村主査、どうもありがとうございました。

○奥村委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、本件、ここで締めくくりとさせていただきます。よろしいでしょうか。もし何かございましたら、サインを送ってください。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、その他、セルビア国のビストリツツア揚水発電所建設事業にかかる経過報告ということで、お願ひしてよろしいでしょうか、準備が整いましたら。

○池上 事務局、池上です。こちらのほうからのご説明を開始させていただいてよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 はい、どうぞお願ひします。

○後藤 はい、JICA中東・欧州部欧州課の後藤と申します。それでは、説明を行わせていただきます。

これからセルビアのビストリツツア揚水発電所建設事業準備調査の経過をご報告いたします。資料の分量が若干多いので、少し慌ただしい説明となってしまことご容赦いただければと思います。

本日は事業概要、調査過程で生じた変更の背景と内容、スコーピング段階からの変更点及びスケジュールの大きく4点についてご報告いたします。

事業概要、事業目的については、揚水発電所を建設することによって、電力需給変動への対応力強化及び電力系統の安定化を図り、もってセルビアにおける脱炭素化の推進に貢献するものという形になっておりまして、事業内容としては大きく二つです。

合計661MWの揚水発電所の建設及びコンサルティング・サービスという形になっておりまして、一つ目の発電所建設に関しては、ここに記載のような要素が含まれる形となっております。事業実施機関はセルビア電力会社という形になります。次、お願ひします。

事業位置図です。ベオグラードからおよそ200km南に位置するズラティボル郡が、実施サイトという形になります。次、お願ひいたします。

こちらが拡大した事業概要図になります。右上が揚水発電の上部調整池となりまして、ウヴァツ川上流側に既設のラドニヤダムが位置しております。下流側に本件事業にてクラクダムを新設いたします。地図左側のリム川付近に地下発電所を建設する形になっておりまして、こちらが下部の放水路とか放水口という形になります。導水路やアクセス道路については、今、お示ししているような形になります。次、お願ひいたします。

スコーピング段階からの変更点についてですが、ここに記載の2点についての変更が生じました。一つがラドニヤダムの設計、もう一つが対象工事の追加でございます。

1点目に関しましては、セルビアの設計では上部調整池に新設するクラクダムにより、既設ラドニヤダムの下流面が一部水没するものとなっておりました。設計審査、これは調査団が実施したものでございますけれども、設計審査の結果、地震時に堤体が損傷する可能性が判明しましたため、それに対する措置を行う想定でございます。

2点目に関しましては、スコーピングワーキンググループの開催と同時期に先方から計画が提出されましたため、上水道付替え工事を、今回対象に追加したいと考えてございます。次、お願ひしま

す。

こちらが変更事項1点目のラドニヤダムの全景写真でございます。真ん中あたりに堤体と洪水吐が見えるかと思いますけれども、ロックフィルダムとなっております。左上のほうが上流となっております。

次、ラドニヤダムの変更事項の内容です。ビストリッツア揚水の上部調整池としてクラクダムを新設する、図の右側のダムを新たに新設することに伴いまして、左側のラドニヤダムの背面に水が来るということになっております。水位は最低水位780mから810mの間で運用するという形になっています。この運用に伴って、申し上げたとおり、堤体背面が水没する形になりますが、設計審査の結果、最大規模の地震時に既設堤体が損傷することが判明しましたため、補強等の対応について検討することになりました。次、お願いいいたします。

事業実施位置図と近隣の公園・保護区との関係についてお示しするものでございます。紫色のものが自然公園、ピンク色のものがKBA、黄色の図が特別自然保護区という形になっておりまして、水色で示しているところが上部調整池になります。次、お願いいいたします。

先ほどの図をより事業実施サイトに近いところにしたものがこの図となります。左下の図、これはクラクダムのほうですけれども、ズラティボル自然公園からクラクダムまでの距離が約800mという形になっております。右側下の図のほうがラドニヤダムから自然保護区KBAへの距離を示した図になりますけれども、ウヴァツ特別自然保護区からラドニヤダムまでは約170m、KBAからラドニヤダムまでの距離が約400mという形になっております。本件事業において保護区内での事業活動というのは行う想定はございません。次、お願いいいたします。

先ほど申し上げたダムの安定性に関する補強等を検討する過程におきまして、方策としてはA、B、C記載ございます3案の検討を行いました。すなわち、ラドニヤダムの撤去、堤体の補強、ダム新設の3案でございます。縦軸に自然社会環境への影響、技術的な観点及び経済性から評価をしております。こちらの表を見ていただくと大きく差が出ているのが、自然環境への影響の部分と、揚水計画への影響のところと環境社会への影響のところに差が出ておりまして、これら総合的に勘案した結果、ダムの新設を推奨案として考えているところでございます。次、お願いいいたします。

計画変更案、具体的にどういう形になるのかというのをお示ししたのがこの図となっておりまして、中央やや下寄りのところにオレンジで線を引いているところに新たなコンクリートダムを右岸側に設置する予定となっております。左岸側はロックフィルダムをコンクリートダムに置換することを想定しております。伴う付帯工事といたしまして既設の洪水吐の補強、アンカー等を打つことを想定しておりますけれども、そうした補強工事と既設ダムと新たに新設するコンクリートダムの間の一部用地の埋戻しということを行う想定で検討しております。次、お願いいいたします。

そのラドニヤダムから保護区との位置関係をお示ししたのが、この図となっております。申し上げたとおり、一番近いところで約170mという形になっていますので、そのイメージを見ていただけるかと思いますけれども、確かに近くはあるのですが、事業自体に直接は影響はない地域での実施という形になります。次、お願いいいたします。

こちらもそのラドニヤダムの計画変更案でございます。新設するコンクリートダムは、クラクダム調整池の中に立地しますので、工事計画範囲内に既に入っていますので新たな用地取得は不要となっております。洪水吐も同様の扱いでございます。

既設のラドニヤダム堤体は、地震等による損傷・崩壊が発生しても大きな災害とならないような対策を取ることを想定しております。具体的にはその下a、b、cと記載しておりますように、もし仮にラドニヤダムが損傷によってダム下流側が水没しても安定する構造の新設コンクリートダムとするということと、先ほど申し上げた埋戻しの措置を取ることと、仮に既設ダムが崩壊した際にも下流の新ダムの安定性が保たれるなど、影響を想定して、必要に応じて対策を講じるという想定でございます。

左岸側の堤体は既設堤体を撤去してコンクリート構造に置き換える計画としております。工事に際して調整池水位を低下させた場合には、影響が保護区内に及びますので、工法の選定に当たっては、通常の変動範囲よりも水位を下げない方法を採用することによって環境影響を緩和する想定でございます。

これまでお話ししたことを図示したのがこの図になります。時間もございますので、少し先に進ませていただきます。次、お願いします。

これも図面ですので、割愛をさせてください。

こちらはその洪水吐の工事とその右側のコンクリート堤体への置換のところを図示したものです。工事用仮締切を設置しますけれども、水位を下げないような工法をとって、事業実施をすることを想定しております。次、お願いします。

こちらはご参考までですけれども、ラドニヤダムの水位変動の実績をお示ししたものです。概ね810から812mの範囲で運用されていることや、810mを下回る日数がどの程度あるのかということをお示ししております。次、お願いします。

こちらが2点目の追加工事に関してです。セルビア側からの事業提示が遅れたことに伴って、前回のタイミングでは間に合わなかったものでございます。次、お願いします。

こちらが上水道配管付替え工事の概要でございます。右側の図で緑のラインで示しているものが、既存の上水道管で、左側の図で赤く表示しております形に付替え工事を行うという内容のものになっております。次、お願いします。

こちらがスコーピングマトリクスの部分で、赤文字で表示しているのがラドニヤダム関連で追記、または修正した事項で、青文字で書いているものが上水道配管付替え工事に関する部分となっております。

水位を通常の運用実績よりも低下させることができない場合、水質の悪化が懸念されるというようなことが水質のところではありますし、保護区の工事中・供用時のところでは同じような形で、水位の低下を防ぐことができないような場合は、留意を要するという形になっております。

これ以降に関しても、基本的にはその水位の運用実績を低下させることができない場合というところが、ラドニヤダムの主要論点です。

用地取得に関してはご説明のとおり発生しません。

上水道配管付替え工事に関しては、住民移転は発生しませんが、一部既存の私道脇や私有地に設置することになりますので、用地取得や地役権の設定が必要となる可能性がございます。

水利用、既存の社会インフラや社会サービスに関しましても、水利用に関しては水道用水がラドニヤダム左岸付近から取水されていますので影響が懸念されるというところがございますし、上水道に関しては、影響は見込まれない形になっています。

社会インフラのほうに関しては、ラドニヤダムの上部が住民が利用する道路となっているので、一定期間通行止めとなることが想定されますので、影響が懸念されるというところでございます。

その次のページから、ベースライン調査の各項目に関する状況の変化についてをご説明させていただいている。基本の考え方は先ほどスコーピングのほうで申し上げたところと同様の形になつておりますので、すいませんが、追って詳細はご確認いただけすると大変ありがたく思います。

最後、スケジュール、4番目の最後のスライドについてご説明をさせてください。現行スケジュールですと来年2026年の2月がDFRの第2回ワーキンググループ想定しておりましたけれども、今回の追加変更事項に伴いまして、基本的に2季調査が追加となりますため、第2回のワーキンググループが1年と少し遅れまして、2027年の春ごろという形にスケジュール延長検討してございますけれども、今後、セルビア側と既存調査等確認をしたうえで、本調査に活用可能な情報等があるようでしたら、1季調査での実施の可能性も今後検討してまいりたいというふうに考えております。

かように申し上げるのは、セルビア側からは早期のプロジェクト実施にかかる非常に強い要請ご希望ご期待をいただいておりまして、なるべく先方政府のご期待に添えるように、私自身も8月に現地に出張したところ、現地エネルギー大臣から本件への期待と早期実施への依頼というところを、直接お話を伺いましたけれども、もちろんその基準、ガイドラインを逸脱するつもりは毛頭なくて、きちんとそうしたことを対応したうえで、可能な限り早急に進められるスケジュールというものは併せて検討させていただきたいということで、このように記載をさせていただいております。

すいません。長くなり恐縮ですが、私からの説明は以上とさせてください。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

西井さんか池上さん、要は変更になったのでドラフトファイナルレポート段階でのワーキンググループ等の変更で対応したいということなんでしょうか。

ちょっと説明は理解できたんですけども、それに伴ってガイドライン上の扱いをどうしたいのかということの、一番大事なところをちょっと簡単に説明していただけませんか。

○西井 はい、ありがとうございます。JICA審査部の西井でございます。

説明不足を恐縮です。説明あったとおり、スコープの中身が変更になりますて、保護区に近いところでの変更でもありましたので、状況をまずはご報告をさせていただきたいという趣旨です。

ガイドライン上のプロセスにおいては、この内容に関しまして保護区の近くではあるんですが、ご報告のとおり保護区そのものの工事ではないということと、水位の変動もなく、保護区への直接の影響というのも限定的ということで、改めてスコーピングワーキングまでをするまでもなく今までの予定どおり調査を継続させていただいて、次のステップであるドラフトファイナルワーキングに進めさせていただきたいというところで、皆様のご了解をいただければと考えております、その方針も含めて確認をさせていただきたいという趣旨です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

それでは、今、お二方のご説明に対して、何かご質問等ありましたら承りますので、サインを送つてください。

どうぞ、源氏田副委員長、どうぞお願いします。

○源氏田副委員長 はい、源氏田です。ご説明ありがとうございます。

JICAの方か調査団の方かにお尋ねしたいことがあるのですが、公園と保護区についてです。スラ

イドの9枚目で、この保護区との位置関係が示してあるのですが、ズラティボル自然公園、それとあとはウヴァツの特別自然保護区、この二つは非常に近いということなんですが、特にこのウヴァツの特別自然保護区のほうについては、ラドイニヤダムの調整池の上部がかかっているということで、非常に大きな影響があるのではないかというのを懸念しています。

この二つの自然公園と特別自然保護区ですが、現時点でどういう特徴がある場所なのか、わかれば教えていただきたいと思います。例えば、湖があるとか、湿地があるとかそういう自然的な条件ですとか、あるいはこういう絶滅危惧種がいるという情報が、もし現時点でわかるようでしたら、教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 鋤柄委員、どうぞ。

○鋤柄委員 はい、鋤柄です。

二つ教えていただきたいことがございます。1点目はこの新しいラドイニヤダム、これを作るための工事用の道路は特に新設されない、という理解でよろしいでしょうか。源氏田副委員長もおっしゃっておられましたように、保護区がかなり近いので、そこへの影響を気にしています。

あともう1点は、先ほどのカンボジアの案件でも議論になりましたけれども、スコーピング段階でどの程度までの調査が、情報収集が、終わっているかという点です。ダムの設計審査、施工可能かどうかという、これは素人考えですが、かなり重大なことではないかと思います。設計審査の結果、提案されている案が、そのままでは作れないということがわかったということでした。スコーピングを検討する段階でこれがわかっていないかったというのは、事前情報が足りなかつたことの一つなのかもしれません。通常の場合こういう設計審査に類する、代替案の一つが物理的に可能かどうかという判断が、スコーピングを検討する段階では終了していないというのはよくあることなのでしょうか。それともこれが例外的だったのか、そのところをお伺いしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 石田委員、どうぞお願いします。

○石田委員 はい、委員長ありがとうございます。

スライドの21ページですか。生物多様性、工事中のところで先ほどご説明があったかとは思いますけども、水位を通常の運用実績よりも低下することが回避できない場合という文章です。生物多様性に悪影響を及ぼすことが懸念されているっていう。どの程度の確率で起きそうかっていうところまで、もう今の調査っていうか検討の段階で、ある程度確認はできるんでしょうか。字面だけ読むと、非常に大切な大変な問題だと思いますので、どの程度の確率で起きそうかっていうことがわかっているかどうか、ちょっと知りたく思いましたので。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、貝増委員、どうぞお願いします。

○貝増委員 はい、質問はこのダム、ロックフィルをコンクリートに付け替えるというふうにご説明あったのですが、素人でよくわからないところがあり、このようなものは、過去にいろいろ実績とかの経験があったうえで、多分書かれていると思うのですけども、結構こののような事例があるのでしょうか。それが質問です。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

あと、谷本委員からのメールで来た質問がチャットのほうに入っておりまして、質問としてスライド5枚目です。

設計審査の結果、地震時に既設堤体が壊れる危険があると書いてありますが、誰が設計審査を行ったのか。また、セルビアの地震について、この秋の調査において、これまでの地震の実態を明らかにし、26年2月までに予定されているDFRのワーキンググループにおいて、これらの関連情報を提示してくださいというふうにあります。

それでは今、併せまして、ちょっと数が多かったので申しわけないですけども、源氏田副委員長、鋤柄委員、石田委員、貝増委員、そして谷本委員からのご質問等、JICA側手分けして受け止めお願いしてよろしいでしょうか。

○後藤 はい、ご質問どうもありがとうございます。

一つのご質問については、その保護区のエリアでは猛禽類等がいるというようなお話は伺っておりますが、詳細については調査団のほうから現在確認できているところについてご説明させていただければと思います。

○宮市氏 はい、調査団の宮市と申します。

こちらにつきましては、まず既存文献調査、セルビア側でEIAを独自で調査を始めていたということがありましたので、そちらの既往調査結果などは参考しております。その結果として、植物、鳥類、魚類、両生類、爬虫類、いろいろなタイプにおいて、いずれも貴重種と言われているようなものは確認されております。自然保護区ということで、基本的には自然豊かな場所であるというところです。

あと、ご質問の中で、どのような環境かというところでご質問いただきましたけれども、こちらはウヴァツ自然特別保護区は基本的には山あいの峡谷沿いに指定をされておりまして、その中に3つの既存ダムがあるというところでして、非常に峡谷部、蛇行した谷間の中を所々貯水池が存在しているというような環境でございます。

保護区の補足につきまして以上です。

○後藤 2点目ご質問いただきました、ラドニニヤダムの新設に関して、工事用の道路を新設する予定の有無に関してですけれども、本事業の実施に際してアクセス道路を建設する想定はしてございまして、それはスライドの中でも、すいません、十分にご説明できておりませんけれども、今、お示しのスライドで記載のとおり、アクセス道路というものは建設予定にしております。

ラドニニヤダムの本件新堤体建設に関して、新たにアクセス道路を建設する予定もございますが、今後まずは地質の調査であるとか、本件、スコープ変更に伴う各種調査、聴取事項を踏まえましてどのような形になるのかは検討していく形になろうかと思います。

○古越氏 失礼いたします。調査団の古越と申します。よろしくお願ひいたします。

ラドニニヤダムの部分の工事にかかるアクセスについては、これダム工事ですので、車両の出入り等が建設の段階で出てまいりますけれども、基本的にダムの予定地の下流側からのアクセスになると想定しております。

この下流の部分というのは、将来のクラクダム上部調整池の調整池内になりますので、新たな改変地域が増えるということはないと想定しています。同様に上流側は既に現場で貯水池として水が

溜まっていますので、この部分についても新たなアクセス道路の新設ということは基本的にはない今まで工事が進むものと想定してございます。

○松永氏 あと1点補足させていただきます。住民がアクセスが不能になるのではないかというご懸念に対してでございますが、貯水池の上流にちょっと迂回にはなりますけれども、渡れるようにはなってございます。なので迂回ルートというのはございます。

以上です。

○後藤 それでは、3点目のご質問でスコーピング段階での情報収集に関して、ご質問をいただきました。本件F/Sはセルビア側で実施した内容をもとにして、本件協力準備調査を実施しております、セルビア側が策定していたフィージビリティスタディの中ではかような課題とか問題点のご指摘というのは為されていない状態でございました。

今回協力準備調査を実施していく中において、改めて設計審査を行いました過程で安全性に関する課題問題があるであろうということが判明いたしましたため、このタイミングでのご報告となつたというのが状況でございます。

4番目のご質問で、水位低下が回避できない場合、どの程度の確率でというところでご質問をいただきましたけれども、我々の想定としては水位を下げる工法を採用するということを想定しておりますので、現状、こうした状況にはならないということを考えておりますけれども、技術的な部分で調査団のほうから補足いただければ。

○古越 はい、調査団、古越でございます。

この手の工事、水位を下げる工事は基本的に非常に楽になります。しかし、現実的に貯水池が保護区に入っているという、上流側が保護区になっているという現状を踏まえると、そのようなことは避ける必要があるというふうに現状で評価しております。このために水位を下げないで、通常の運転で変動がございますけれども、それ以上に下げる事なく工事を行う工法を取ることによって、具体的な施工方法の協議を今後詰めていくということを想定してございます。

以上でございます。

○後藤 5点目ご質問いただきましたロックフィルダムからコンクリートダムへの置換に関する実績、経験、実例については、調査団のほうからご回答いただけますか。

○松永氏 ダム担当の松永です。

そんなに多いわけではないんですけども、スライドで、そのダムの全景が映っているものがございます。これがスライドで言いますと、ページの6と付されている資料になります。全体の資料の中では13枚目になりますか。こちらのほうでご覧いただきますと、ダムの右岸側と左岸側で、その高さ、つまり大きさが大きく異なっております。本堤、メインダムと呼ばれるのは右岸側になります。こちらのほうに川が流れていることになります。

洪水吐と左岸側は、本来山だったところです。水が流れないところに洪水吐とこの左岸側のダム、つまり高さを稼ぐためにかさ増しした、こちらは鞍部ダムとかでサドルダムと呼ばれるタイプのものでございます。なので非常に小さい、右岸側と比べると小さいというものになります。これの置き換えということになります。

ということで回答になっておりますでしょうか。規模としてはずいぶん小さいものになるというご認識でいただけたらなと思っております。

○原嶋委員長 谷本委員からご質問について。

○後藤 ごめんなさい、今のご質問について少し調査団内で協議しておりますので、少々お待ちいただけますでしょうか。

○松永氏 事例について、例えば日本でもそのコンクリート遮水壁型のロックフィルダム、このラドニヤダムと全く同じ形式なんですけども、その直下流にコンクリートダムを作り、そしてそれに機能を置き換えるということはございます。その場合、それまでの古いダムには穴を開けたりして、水没させるような形にして、その下流に新しく設けたダムに機能を移転すると、そういった事例は世界各地で多くございます。

○後藤 それでは、6点目です。谷本委員からのご質問に関してですけれども、誰が設計審査を行ったのですかという点に関しましては、調査団で行ったものですというのが回答になります。

また、セルビアの地震について今後、実態を明らかにして、次回予定されているDFRのためのワーキンググループで報告をしてくださいということに関しましては、スコーピングワーキンググループの段階でも本件その地震についてのご助言をいただいておりまして、当初から次回ワーキンググループにおいてご報告をさせていただく想定で調査進めてきておりますので、今回のご指摘、きちんと受け止めて、次回対応できるようにいたしたいと考えております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。会議室の山岡委員はよろしいでしょうか。

○山岡委員 はい、山岡です。先ほどから手を挙げてたんですけれども。

ダムの損傷の話が出ているわけすけれども、これ、非常に重大な変更というか、確かにこの時点でこういう話が出てくるっていうのは、割と異例じゃないかと思うわけですけれども、ちょっとどういう判断でこの最大規模の地震時に損傷することが判明というところの補足の説明をいただきたいんですが。

ポイントとしてはまず、最大の地震規模が変わったのかどうか。いわゆる設計基準はこれ、もともとどこの国がやってたのか。方法としては、いわゆる動解析あるいは静的振動法でこれを判断したのか。もう一つ、洪水吐のところは補強はしないようですけれども、洪水吐断面のところは別に補強する必要はないんでしょうか。その辺を含めて、一番重要なのは、損傷する可能性があるのは、どのような条件の時の、上流面あるいは下流面で多分別々に判断されていると思いますけれども、最大規模の地震時の損傷について、もうちょっと補足説明をしていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、JICA側お願いしてよろしいでしょうか。

○松永氏 調査団から説明させていただきます。

先ほどいただきましたご質問の中の3番目で、スコーピング段階でどうして見抜けなかったのかというご質問いただいたこととも関連いたしますので、経緯についてご説明させていただきます。

まず、このラドニヤダムは形式といたしましてはロックフィルダムという説明でございますけれども、コンクリート遮水壁型ロックフィルダムになります。材質がコンクリートかアスファルトかという違いが部分的に違うんですけども、基本的にはその上流側に遮水壁を設けて、そこで水を止めるというタイプのダムでございます。

その審査を誰がやってどう指摘したのかという点とも関連しますが、もともとその安定性を検討

したのは、セルビア側のコンサルタントの実施によります。こちらの内容がまず下流面しか評価していなかったということがあります。湛水するのが下流側ということもあって、下流側のみの評価を行っているっていうことがありました。私どもとしては評価をする際に上流面の評価もすべきということ。

それと、あと設計の地震動の考え方ですが、アメリカの陸軍工兵隊の基準を採用はしているんですけども、その中で地震の考え方についていくつかございます。まず頻繁に起こりうる地震なので、その地震が起こっても運転に支障を与えないような設計とすべきということで、運転基準地震、OBEと呼ばれますけども、そういう規模での地震と、最大地震動と言いますか、堤体に変形等生じるかもしれないけれども、この構造物を設計するうえで考慮すべき地震というもので、それらについて陸軍工兵隊の基準をもとにセルビア側も設定をしていたんですけども、この設計の地震動がセルビア独自の地震の確率規模を採用しております。ちょっと専門的な話で恐縮なんすけども。その運転基準自身は米国等で言われている確率よりもやや大きい確率です。一方でその最大地震動、設計上見込むべき最大の地震が非常にちっちゃい。具体的に言うと、1,000年確率よりもちょっとちっちゃいような規模で設計をされているという内容で、これで安全ですというようなものがセルビア側の結果でございました。

私どもとしましては、その下流側のクラクダムもそうなんですけども、ちょっと1000年規模で設計されているというのは、インターナショナルな基準に照らすとちょっと小さすぎるのではないかと。多くのJICAさんにもWorld Bank等にても、そのあたりは非常にシビアに捉える可能性があるということで、その1,000年確率規模で捉えるのはちょっとあまりにも過少なので、確率規模をもっと上げるべきであるという協議をずっと続けてまいりました。

そうなると、今のラドイニヤダムはもたないということになりますので、今回この提案をさせていただいている次第です。特に上流側の補強についても何度もセルビア側と協議を重ねているんですけども、セルビア側は先ほどのこの環境面からしても水位を下げることもできないし、上流側には何もできないということなので、それであれば、下流側にダムを作る案はどうかということで、今の案が提示されているということになります。

そのほかにいただいたご質問の中で、洪水吐については、こちらも鞍部、比較的丘陵部分に築造している形になって、その山に沿って、シート、いわゆる導流部分、水を流す部分が設置されています。こちらについては水没に伴って浮き上がる可能性があるため、重さを増して、厚みを増して、あとは水抜きをするかアンカーを打つか、ちょっとそこはまだ引き続き詳細な設計方法は協議するんですけども、補強対策というものは行う予定で考えております。

一旦回答終えますが、不足している部分があればさらにお答えさせていただきます。

○原嶋委員長 山岡委員、どうぞ。

○山岡委員 はい、山岡です。説明ありがとうございました。

上流面が問題。いわゆるメインダムの場合は、やはり上流面が問題だからなかなか水位を下げて工事するのが大変なんで、それでやはり普通でしたら上流面が問題なければ、ロックフィルダムの下流側の勾配を緩くするとか、盛土して抵抗するのが普通だろうなと思いますけども、やっぱり上流側が損傷するから、どうしてもその今回の案のほうが有利になると、端的に言うと、そういう理解でいいんでしょうか。

○松永氏 はい、申しわけございません。説明がまだちょっと不足するところがございまして、一般的なロックフィルダムですと、本当に中央に粘土層のような水を止めるものがあって、それを大きな岩で上流と下流側から抑え込むような形式で水を止めるというものが主体なんですけども、今回の場合は一番上流に設けるコンクリートなりアスファルトの壁で止めるというような形になっています。このラドイニヤダムは、非常に勾配が急でして、1対0.8から0.9という物凄い切り立った壁になっています。これが普通に日本の基準で安定計算すると全くもたない構造になっているのですが、実はその上流側はいわゆる城の城壁、お城の石の壁がありますですよね、城を支えている、あのような形で石を組み合わせて、もたせるような構造になっています。これで実は強度が高いんですけども、そのような形の構造になっている。

ただし、こちらも大規模地震時にもたないのではないかということを提示してこれまで協議を重ねてきた次第です。

○山岡委員 山岡です。技術的な判断については了解しました。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

1点、審査部に確認ですけども、今までのお話伺っていると、今回ガイドラインで言うところのかなり大きな重大な変更に該当するという可能性もあって、その場合はカテゴリ分類を改めて行う、あるいはステークホルダーに対して追加的な影響等について情報提供するということが求められています。審査部の見解としては、本件重大な変更と考えていらっしゃるのか。その場合、これからドラフトファイナルレポートの段階まで今のガイドラインで求めているような手続はクリアできるとお考えなんでしょうか。ちょっと所見を教えてください。

○西井 はい。JICA審査部の西井でございます。

その点に関して、現時点では必ずしも重大な変更には当たらないのではないかと考えております。もちろん保護区の近くでダムの建設という意味では、計画としてはスコープが変わっているわけではあるのですが、環境影響の観点から言いますと、保護区にはかかっていないということ、また、実際にその保護区にかかっている、上部調整池の湖水はかかっているんですが、水位を変えずにそこの影響はなるべく抑えた中で工事をするということで、保護区への影響までは生じていないと。追加のスコープで生じております上水道付け替え工事に関しましても、規模としては、そこまで大きなものではないですし、用地取得も発生していないというところではありますので。

全体として計画スコープは変わってはいるんですが、環境影響に重大なと言うほどの影響とまでは言わなくてもよいのではと考えており、もしそれが同意いただけるのであれば、このままのプロセスで進めさせていただいて、ドラフトファイナルレポートに進めさせていただけないかというと考へています。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

これまでのところ含めまして、ご発言ご意見ありましたら承りますので、サインを送ってください。今の点は若干、なかなか判断の難しいところで、どちらにも成り立ちうるような感じが、率直には思ってますけども、ご説明は一つの考え方だというふうに理解します。

それでは、全体を通じて本件何かご発言ありましたら、サインを送ってください。

若干時間が当時より外れますけども、ドラフトファイナルレポートの段階で、また私どもで議論するという機会があるということでございます。一応本件何か最後になりますけども、ご発言等あ

りましたら承りますので、サイン送ってください。

よろしいでしょうか。それでは、再来年、2027年の5月ぐらいということになろうかと思いますけれども、ドラフトファイナルレポート段階でのワーキンググループということで、また議論させていただくということになります。一応本件ここで締めくくりとさせていただきたいと思います。

JICAの側はよろしいでしょうか、何か。

○後藤　はい。ご議論尽くしていただき、ありがとうございました。ご案内いただいた形で進めてまいりたいと思います。

○原嶋委員長　それでは、どうもありがとうございました。一応、本件ここで締めくくりさせていただきます。

池上さん、休憩入れますか。

○池上　事務局、池上です。

冒頭、全部一気通貫でとコメントしましたけれども、今の時点で約2時間経過していますので、一旦ここで休みを入れて16時5分までの10分間休憩くらいでと思いますけど、いかがでしょうか。

○原嶋委員長　はい。それでは、16時5分再開ということでおよろしくお願ひします。

15:55 休憩

16:05 再開

○原嶋委員長　それでは、時間になりましたので再開させていただきます。

5番目になります。案件概要説明ということで本日1件バングラデシュの外国直接投資促進事業でございます。それでは、準備が整いましたらご説明お願ひします。

○山田　本部南アジア部第四課の山田でございます。

バングラデシュ人民共和国外国直接投資促進事業フェーズ2の案件概要説明をさせていただきます。次のスライドに行っていただきまして、こちら目次でございますので、その次をお願いいたします。

こちらの事業の事業背景といたしましては、バングラデシュはご存知のとおり、堅調な経済成長を継続して達成しております。一方で、経済構造が主に輸出の8割を占める縫製業とGDPの1割ほどを占める海外送金、そちらに大きく依存している状況となっております。

バングラデシュは、2026年11月にLDC卒業を控えておりまして、現在のところ国内市場向けの輸入代替産業であるとか、あるいは縫製業以外の輸出競争力のある産業を育成して多角化、それから高付加価値化というのを図ろうということが不可欠となっております。そのためには外国直接投資をより多く呼び込む必要があります。

一方で、バングラデシュの外国直接投資の比率というのは、GDP対比で0.3%から0.4%と非常に低く、それをなるべく比率を上げていくことが喫緊の課題となっているところでございます。

こうした状況がございましたので、バングラデシュ政府としては、2010年に経済特区府というのを設置いたしまして、そこで質の高いインフラ、それからワンストップサービス、並びに経済特区の設置というのを推進してまいりました。

また、日バ首脳間でのベンガル湾成長地帯構想というものも構想されまして、その中で特に日本企業を対象とした経済特区の開発を推進することになっていたと。

こちらを受けて、2015年にLA調印をしております外国直接投資事業のフェーズ1というふうに呼

んでおりますけれども、そちらを通じて外国直接投資の促進というのを日本としても支援してきておりまして、フェーズ1の事業の中で、今回概要説明させていただきます経済特区のほうの造成工事に着手しております。

こちらのほうは既に概ね事業自体は完成しておりますし、既に企業の入居が始まっています。4社の日系企業を含む8社が既に入居しておりますし、それから今後変電所であるとか、それから基幹送電網からの電力供給の開始といったことが順次達成されていくことで、企業からの引き合いも大変多く、日本企業を含め諸外国の企業から、大きく注目されている経済特区事業ということになっております。

こうした背景がある中で、今回の事業といたしましては、次のスライドをお願いいたします。

こちらの表にあります3つのコンポーネントから形成されることになっております。一つ目がこれからより詳しくご説明いたします、経済特区の拡張事業でございます。

二つ目と3つ目につきましては、これは投資環境整備のためのシステム開発、及び、各民間企業、特に産業多角化に資するような民間企業に対するツー・ステップ・ローンというものになりますし、この2番目と3番目については、カテゴリC相当というふうに考えておりますので、以降の説明については、この1番目のコンポーネントについて詳しく概要の説明をさせていただきたいと思います。次に行っていただければ。

こちらが事業概要をお示しした図と、そのコンポーネントのご説明になっておりますけれども、こちらの左手の図のうち、今黄色っぽく見えているところと灰色っぽく見えているところありますが、こちらがフェーズ1の事業として実施を行ってきております、というところです。特にこの黄色の部分につきましては、土地造成であるとか、ベーシックとなるインフラの整備は円借款で行いつつ、住友商事を中心とした企業連合によって、オンラインインフラの建設と、それから入居企業に対するサービスの提供ということが既に開始されております。先ほど8社が既に入居済みというふうに申し上げましたけれども、そちらの8社についてはこちらでの操業開始、あるいは工場の建設等が進んでいるところでございます。

それから、その灰色の部分っていうのが、フェーズ1の中の2番目の開発区域で、こちらは現在住友商事を中心としたSPCによる、Special Purpose Companyですけれども、目的会社による事業の準備というのか、運営、販売の準備というのが始まっております。

それでこちらの今回、円借款事業の対象として考えておりますところは、この赤線で囲った部分という形になっておりまして、こちらはまだ盛土が行われておりません。こちらについて盛土を行いつつ、アクセス道路380m分建設、それから必要となる排水施設を建設することと、フェンス等の付帯設備を建設することとなっております。その次のスライドにお願いいたします。

若干写真が小さいかもしれません、どのようなサイトの状況になっているかということをこちらにお示ししております。このAというのが、アクセス道路が左手というか、黄色のどこにあると思いますけれども、北西方向から見て順にA、B、C、Dというふうにぐるっと回って、全体の状況がわかるようにしておりますけれども、概ね農地にあたる場所になっておりまして、ほとんど住民の方々が用地の中にいることはございません。

図の真ん中の写真の左上に斜めに道路が通っておりますけれども、そちらと、今既に開発されているフェーズ1と書いたところがありますけど、そちらの間に少し帯状に集落がございますけれども、

そちら以外につきましては、ほとんど大きな集落はないという形になっております。その次のスライドにお願いします。

こちらの今お示しした、先ほどの図で囲ってあった場所を建設対象地として考えているわけですけれども、以降ちょっと2、3枚のスライドを通じて代替案の検討というところを簡単にご説明させていただきます。

代替案ということで、まずこの工業団地拡張、一つ目の代替案という意味では、そもそも事業を実施しないということが案としては考えられるわけですが、こちら事業を実施しない案というのは適当ではないであろうというふうに考えております。

こちらの場所ですけれども、今そのダッカとチッタゴンを結ぶ国道1号線という大動脈の幹線道路がありますが、そちらから非常にアクセスの良い場所で、工業団地として建設するには物流、及び、労働者の確保の面で非常に適したところになっております。

既にフェーズ1の事業を通じて、工業団地建設や土地の造成というのは行われ、入居も始まっています中で、非常にここの場所をさらに開発することに対する期待というのは高まっているんですが、それを実施しない場合というのは、この開発ポテンシャルの高い場所というのを有効活用できないと。将来的な経済発展に対して、本来期待できるべきレベルよりは、限定的な寄与となってしまうということが懸念されるということになります。

また、既にこのエリアについてはポテンシャルがあるということはわかっておりませんので、様々な民間での開発事業というのも振興があるというふうに聞いております。

経済特区庁、BEZAとしては、こちらでモデルとなるような、しっかりした工業団地を開発することで、無秩序な開発がどんどん進行してしまう可能性をなるべく排除したいというふうに考えているところでして、そういう意味でこのなるべく拡張をしっかりやっておくことが、環境社会面での課題の複雑化・分散化というのを防ぐことにつながるというふうに考えられています。

また、これは1点目とつながるんですけども、フェーズ1で開発したエリアだけですと、現行各企業からの引き合いであるとか、今後のバングラデシュの発展可能性を考えると、用地が不足してくるであろうということで考えておりますので、追加の開発をするということはいずれにしても、バングラデシュの発展を考えると妥当だろうというふうに考えております。こうした理由から、事業を実施しないということは、適当ではないのかなというふうに評価しているところでございます。

2番目のその代替案の検討の方向性として、あとはじゃあどの場所に造るかということになりますけれども、現在こちらの右側のほうの図でお示ししている中で言いますと、現在候補として考えているのは、黄色の実線で示されております南側の場所です。少し真四角ではない形をしておりますけど、この南側の場所が候補となっておりますが、それ以外の候補としては、現在の開発されているフェーズ1の土地造成の場所の北側に設置させる候補地2、それから東側に位置させる候補地3、それから西側、これは幹線道路挟んで反対側になりますけれども、そちらの4という3つの可能性を考えることができるかと考えております。

それで、これをいくつかの評価指標というか、項目に基づいて検討をしてまいったわけでございますけれども、その大きな指標としては5つございまして、開発効果がどれくらいあるか、それから自然環境への影響、社会環境への影響、経済性、こちら建設費用ということになりますけれども、それから施工性、工事の難しさ、そういったところを評価項目として次に掲げる検討をいたしました。

次のスライドお願いします。

ちょっと小さくて恐縮ですけれども、こちらが評価の結果となります。上から順番に説明していくというよりは、まずその3番目の社会環境のところ、住民移転のところ、ちょっと下から見たほうが早いんですが、をちょっと比べていただきたいのですけれども、住民移転に関して言いますと、1番目、今これまでご説明してきた第1候補の南側ですが、こちらは1件のみというふうに今のところ確認されております。

それに対して、それ以外の候補地については、145、316、あるいは28という形になっていて、住民移転の規模がかなり違うということになっています。そういう状態でありつつ、さらにほかの項目でも、概ね候補地1のほうが良い結果となっております。

特に差が大きいのが1番目の開発効果のところですけれども、可販面積ということで言うと、一番大きい120haが確保できますと。それからちょっとまたあとで前の図に戻ってもう一度確認していただければと思いますけれども、特にその排水施設というのをポンプ場であるとかため池といったのを、貯水池をフェーズ1の中で造っておりまして、そこを共用できるのが基本的にはこの1、あるいは3なんですが、1あるいは3であればもともとあるそのポンプであるとか、貯水池っていうのを活用することができるものの、3はそこへの接続に対してだいぶ長い距離の水路を造らないといけないという問題がある。

それから2と4に関しては、そもそも場所としては、ポンプ場や貯水池っていうのはもう一度造らないと、そちらの排水に対応することができないということで、既存のインフラの共用ができるかという観点でも、1のほうがより望ましいという形になっております。

あとは地図を見ていただければわかるとおり、より一番一体で運用しやすいのは、この南側の土地ということになりますし、そもそももともと今のこの経済特区が北側のほうから順番に開業していくつますので、その意味でも順序立てて開発しやすいという形になっておりまして、開発のしやすさという点でもこの1番目が優れているということになっております。その次のスライドにお願いいたします。

こちら代替案検討の結果、今ご説明したところの繰り返しになりますけれども、まとめるとこのような結果かなというふうに考えております。

最も適切と評価されたのは候補地の1番目ということで、まず1番目の候補地については、この空間的連続性というのをフェーズ1との間で確保することができる。一方で、北側や東側に拡張した場合というのは、既存集落と重なって住民移転数が増えるということで、3桁の住民移転数になってしまいういうところです。4番目の候補地、西側でも住民移転っていうのは発生いたしますし、それから先ほど申し上げ忘れましたけども、こちら国道を挟んでいるので、少しちょっとフェーズ1と一緒に運用するのはかなり難しい場所になってしまいます。

それから先ほど最後にご説明しましたように、この経済特区の拡張の方向というのは、北から南というふうに増えていますので、土地を分譲して工場に入居してもらっていくに当たっても、この北から南へというシーケンスが保てるほうが、事業としては成功させやすいということになります。

以上をもちまして、この代替案4つ検討したところで、この1番目、今考えております南側というのが、最も適切だろうというふうに考えているところでございます。次のスライドに行っていただ

ければと思います。

先ほどの最初のスライドのほうでお見せしましたけれども、アクセス道路というのがこれに加えて必要になります。フェーズ1の事業のほうで、今この見えておる図の少し北のところに工業団地から北西方向に伸びている道路がありますが、これが今、既存の国道に接続されるアクセス道路になります。こちらに加えて、このフェーズ1用地のほうへのアクセス道路も同じくこの国道に接続する形で設置する必要がございます。場所としては西側というか、北西側に造らざるを得ないところは決まっているわけですが、そのうち最も南に造るか、もう少し北に寄せて真ん中に造るかということで、代替案を検討しております。

こちら評価項目は先ほどと一緒にすけれども、開発効果、自然環境、社会環境、経済性、施工性ということで、評価項目を設定しております、その次のスライドに行っていただければと思いますが、結果としてはこのようになっております。

こちらも最初に住民移転数というのを少し見ていただければと思うんですけど、こちら1件あるだろうというふうに確認をされております。それに対して2番目と3番目については、こちらのその既存集落というのが、この国道とそれから工業団地の用地の間に帯のように広がっておりますけれども、2番目と3番目の候補ルートの場合、その既存集落の中を突っ切る形になります。1番目に関しては、その既存集落の切れ目というか、既にそこは特にその区切るということはないということですので、そちらのほうが望ましかろうというふうに考えているところです。

また、既存集落との関係だけではなくて、2番目、3番目の候補地の場合は、工業団地の中のこの黄色いエリアを、中を通っていくのが候補の2というふうになっておりますけれども、こうすると、こここの用地はかなり広く取れるので大きい工場を設置させるか、あるいはコンテナデポを置くかというような形でなるべく有効に使いたいということを、事業者側は考えているというふうに聞いておりますので、そことの兼ね合いでいうと、この真ん中突っ切りの形はまた望ましくないと。そもそも集落を突っ切ってしまう時点であまり考えられないかなというふうに思いますけれども、経済性というかその開発効果の面でも少しマイナスになってしまふということです。また戻っていただいて、その次のスライドにお願いいたします。

最後結論のスライドがあったので、もう1個上に戻っていただいていいですか。すみません。結論一番下に書いておりました。

候補ルート2と3については既存集落を分断してしまうということで、そのためにそのアンダーパスとか建設とかっていうのもありますけれども、一番その社会環境面でも、それから経済性の面でも優位になるのは候補ルート1、南側の案であるということで、こちらを採用したいというふうに考えておるところでございます。次に行っていただいてよろしいですか。ありがとうございます。

それで、もう少しで終わりますけれども、環境社会配慮の事項の部分になります。こちらの助言委員会のほうに助言を求める事項としては、今策定しております環境レビュー方針を、助言をお願いしたいというふうに考えております。これから承諾する事業になりますので、ガイドラインの22年1月公布版を適用することになると。

カテゴリー分類についてはカテゴリーAになるというふうに考えておりまして、こちらは影響を及ぼしやすい特性というのを備えていて、すなわち大規模な埋立であるとか、土地造成、開墾といったことに該当するものですので、カテゴリーAで考えているところです。

環境許認可は、Environmental Conservation RulesというECR2023というのがバングラデシュにございまして、そちらでスクリーニングをしたところ、REDカテゴリということでEIAが対象が必要なものというふうになっております。

スコーピング手続を開始して、それから環境局からEIAのTOR承認を得て、EIS作成中ということになっております。既にその現地調査、それから住民説明会というのは実施しております。次のスライドにお願いいたします。

以降、環境レビュー方針の概要について、今考えているものを、簡単にご説明させていただきます。

まず環境許認可ですが、こちらは先ほど申し上げたとおり、ECR2023に基づいて、TORが承認を得ております。既に現地調査と住民説明会をやっております。これは今後確認していく事項としては、必要な環境許認可とそれからそのタイミングについて、確認をしながら審査で確定していくかというふうに考えております。

まず汚染対策からですが、工事中これは土地造成のものになりますので、粉塵、排気ガス、それから騒音・振動、廃棄物、排水といったものが特区のサイト及び周辺環境に生じるというふうに考えております。

それから各種のインフラ工事というのが例えば排水の設備であるとか、ガス管を設置したりとかというのがございますので、それに伴って、同様に粉塵であるとか、大気汚染、騒音、そういうものが発生するということを考えられるかと思います。

施設が供用になったあとですが、これは基本的には製造業が入居することを想定しておりますので、その各テナントから事業活動に伴って発生する騒音・振動、廃棄物などがあるというふうに考えられます。これらについては、それぞれ適切な緩和策を講じながら、事業を実施される必要がありますので、そちらの詳細について確認していくという形になります。

それから自然環境の面では、この周りの自然環境に対してということですが、工事中は既存のため池が一部あるかと思いますし、それから水路、樹木伐採、そういうことが規模はそれほど大きくありませんけどあるので、それらが生態系に影響が生じる可能性があると。

それから土砂、これは土砂をすぐそばから採ってくるということではないと思いますが、適切な河川から土砂を採取のうえ、盛土を行うということになりますので、河川生態系への影響というのを考えておく必要があるということになります。

供用時は盛土をする関係から、洪水が起きた時に表層水であるとか、あるいは施設からの排出水によって周辺環境の、特に周辺の排水等に影響を与える可能性があるということで、こちらについても緩和策の詳細を確認するという形になるかと考えております。

続きまして、社会環境面になりますが、こちらですが既にこのフェーズ1、フェーズ2の土地について国内法に基づいた用地取得とか住民移転というのが実施をされております。それに対してRAP調査というのを実施して、環境社会配慮ガイドラインとの整合性を確認しているところです。この必要な用地取得面積というのは185haであり、実際にどれくらいの移転等が行われたかというと、家屋移転というのは先ほど1件のみというふうにメインの場所についてお伝えしましたけれども、それに加えてこれは地権者としては2,500世帯いるということです。農地の所有者が2,500世帯であると、それから25名の契約農家、これは小作農ですけれども、これは非地権者になりますが、それらの生

計への影響を確認しているということです。

これらの事項につきまして、必要な環境許認可、そのタイミングについて確認すること、それから被影響住民に対する補償の支払い状況、それから生計回復状況を確認しないといけないということ、それからそれに加えて被影響コミュニティと社会的合意を形成する。それからそれを維持し、それから苦情処理メカニズムというのは適切に運用されているということを確認していかなければならぬということです。

こちらお伝えしましたとおり、既に用地取得というのが開始されているということです。これはフェーズ2のものについてJICAの支援っていうのを決定する前に始めているという形になりますが、これはより具体的に申し上げると、2019年頃からバングラデシュ政府としては、この拡張事業というのを行う方針で用地取得を開始していたということです。その後、2023年頃になってこれは円借款を活用してフェーズ2を拡張したいという意向がバングラデシュ政府の中で決定されまして、したがってその用地取得プロセスっていうのが、JICAガイドラインに沿った適切なものでなければならぬということになりました。

そこでこの事業のフィージビリティスタディについては、通常よくあるのは我々協力準備調査という形で、JICAのほうからお金を出して協力準備調査をやりますけれども、こちらはバングラデシュ政府が円借款資金を使って、自分たちでコンサルタントを雇って事業化調査を行っておりますけれども、その中でRAPの整備を行い、それからそのF/Sと並行させながら、デューデリジェンスレポートという形で、その用地取得のプロセス、補償のプロセスがRAPと整合的な形で行われているかどうかという調査を昨年から行っています。

それらは今まだやっておる途中というか、確認しているところでございますけれども、今のところ、その移転のプロセスにおいて、きちんとその被影響住民の実態というのは把握されておりますし、それからRAPと実際に行われた補償との間で大きな乖離はないということを確認をしているところでございます。

あと最後の部分ですが、その他のモニタリングというところで、今後工事に伴ってモニタリングというのを行っていかなければなりませんが、工事中については施工業者が行っていくと。

それから供用が始まった場合は、BEZAというのが経済特区庁というこの事業の実施機関でございますけれども、それと工業団地の運営企業というのがモニタリング契約に基づいてモニタリングを実施するということになるかというふうに考えております。これについて確認事項としまして、モニタリングの項目や頻度、方法、実施体制等について確認をしていくというふうに考えております。最後、次のスライドをお願いいたします。

こちらが今後のスケジュールとして考えておるものでありますけれども、今この案件概要説明を10月に行っております。来週からファクトファインディングミッションということで現地に行くことにしております、ワーキンググループが11月の半ばにございます。そのあと、助言をいただいている過程の中でEIAの公開というのが12月の頭には行いたいということで、それをもって年度内のLA承諾になるというふうに考えております。

今現在、先ほどちょっと1点申し忘れましたけれども、補償の進捗に関してですけれども、それが今、地権者に関する補償については全て終了しているというふうに聞いております。それらがガイドラインと整合的な金額及び方法で行われていることも、現在の調査によっては確認されていると

ころですけれども、非地権者に対する補償については、小作人への補償なんですけれども、必ずしも全ての人に連絡がついているわけではなくて、まだ連絡は完全に終わっていないということは聞いております。既に補償のための予算は確保されて、そのための委員会などの設置が終わっているので、順次進んでいるところでございますけれども、少なくともその11月のワーキンググループが行われる時までには、連絡がつく限りの人たちに対しては補償が行われているっていうことを確認しつつ、そのワーキンググループに臨むという形にしていきたいと思います。それをもって審査を行われるようにしていくという方針で考えているところです。

以上になります。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、ご説明に対してご質問等ありましたら承りますので、サインを送ってください。

どうぞ、小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 はい、どうもご説明ありがとうございました。

今出ているスケジュールのその前、6.環境レビュー方針の概要の社会影響面について教えてください。2点ございます。

1点目は、185haの用地買収の中で2,500世帯の地権者で、これかなり多いと思います。恐らく共有地か何かがあるのじゃないのかと。特にバングラの土地は共有地が多いので、その共有地ではないのかと推測するのですけれども、共有地であれば、その支払い2,500世帯それぞれの方に補償金が支払われているのか、そうではなくて、共有地の代表者の方に補償金が支払われているのかについて、今もしおわかりならば、あるいは現地にまた行かれた段階で調査いただければと思います。

もう一つは、数世帯の家屋移転が既に為されていると想定した中で、この方がどこに移転されて生計が回復された状態になっているのかどうかについて、今、わかるのかどうか。この2点についてお聞かせください。もし、今おわかりになれば良いですが、わからなければ、ワーキングか何かの機会で教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 鈴木克徳委員、どうぞ。

○鈴木（克）委員 はい、ありがとうございます。鈴木克徳です。

3点質問がありまして、一つは製造業がここに立地するという説明がありましたけれども、その場合の製造業に対しての環境規制が現在どういう状況になっているのかについてわかつたら教えていただけないかと思います。

2点目として、工業団地を造っていくと、その周辺に住居とか商店が立地していく可能性があると思うのですけれども、周辺地域に対しての土地利用規制みたいなものが想定されているかどうかです。

そして3点目が、環境レビュー方針の概要の中の「汚染対策」というところで、供用時の汚染対策として各テナント企業の事業活動に伴い発生する騒音・振動、廃棄物等の特区サイト及び周辺地域への影響が生ずるとあるのですけれども、これまでこういう工業団地のアセスメントをやった時に、最も大きな影響があったのは大気汚染であったかと思います。それから当然工場排水とかがあり得るので、水質汚濁も問題になってくると思います。そういう意味で、この大気汚染、水質汚濁みたいな話を、どうマネージすることを考えているのかについての基本的な考え方を教えていただきたい

いと思います。

ちょっと補足説明をすると、日本でもこういった工業団地を造る時のアセスというのは、いろいろ難しかった面があって、古くは昭和40年代半ばに遡って、当時の通産省がやった、鹿島とか大分での大規模開発に伴う環境調査があり、それから環境影響評価が本格的に議論されるようになってから、むつ小川原とか志布志とかいったところでやはり大規模工業開発に関してのアセスが試行錯誤的になされました。国際的に言えば、典型的な例として、タイのイースタンシーボードにおける大規模な工業立地に対してのアセスメントが行われました。

そういう時にどこでもやはり大きな問題になったのは、大気汚染で、大気汚染をどうするかを、しっかりと考えなければいけないのではないかと思います。

これまでの例ですと、この地域で可能ないわゆる環境容量のようなものを想定をして、その中で先に立地した企業が得をするという形にならないように、工業団地の管理主体が、個々の企業による排出可能量の割り振りのようなことをやっていく方式が考えられるのではないかと思いますが、そういった措置を考えていく可能性があるのかお聞きできたらと思います。

それから、大気汚染といった時に、従来問題にされていたSO₂、NO_xが非常に大きな影響を及ぼすかはよくわからないですけれども、むしろPMとか、場合によってはオゾンとか悪臭とかいったことが問題になってくるのではないかと思いますけれども、その場合にもっとも重要なファクターになってくるのは気象条件です。どういう気象条件が想定されるかによって、汚染問題は大きく変わってきます。先ほどの代替案の検討の中で、南側の案の1というのが最適だというご説明がありましたけれども、その時に大気汚染の可能性を考えて気象条件がどうなっているかは考慮をされているのかについて、もしわかれれば教えていただけたらと思います。

私からは以上です。

○原嶋委員長 二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 はい、ありがとうございます。

私からは代替案検討のことについてご質問と、あとお願いを一つずつさせてください。

一つは、用地取得が既に進んでいるということで、連続性を考慮して南側のほうが推奨されるというお考えだということですけれども、これ第3フェーズ以降というのも、可能性としてあり得るのかどうかということ、今の段階では、もしかしたらまだ全くわからないのかもしれません、質問させてください。

そのご回答にもよるんですけども、南側の案だと一定規模の集落、この集落の規模がどれくらいなのかなっていうのにもよるんですけども、南側を想定して拡張していくというようなことがもし想定されているのであれば、将来的な影響っていうのも考慮をしなければならないのではないかと思いますし、もしそうであれば、代替案のスライドの7とか8が関係してくると思うのですが、候補地の4番、代替案検討では2番目に有力というように読める候補地ですけど、道路を横断するということのコストが非常に大きいということですけれども、代替案1が30に対して4が5ですか。ちょっと差が大きいなという感じもいたしますので、評価の考え方についてはワーキンググループでもう少し議論をしていただく必要があるのではないかなと思います。

評価項目の2.自然環境についても、二つの項目合計すると差がないというふうに、代替案1と4、なっていますし、評価項目4についても北側に行く場合はポンプ場の新設が必要なのでということです

けれども、ここの記述によれば、追加の費用は1億円ということで、全体の費用規模に比べるとそれほど膨大だという感じもしませんし、将来のことを想定すると、あと評価項目の評価の仕方ということを考えても、候補地4、ここは既にブルーで囲まれている既往の開発地もあるということですので、その周辺を開発するという時に、インパクトは比較的新しいところを開発するよりも小さくなるのではないかということも予測できますので、その辺も含めた時に候補地4、代替案4の可能性ということをワーキンググループでしっかり議論をしていただければなと。

あと併せて、もし今の段階でJICAのほうでこの辺のことに関するお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、受け止めお願いしてよろしいでしょうか。

○山田 ありがとうございます。まず初めのものから順番にわかる範囲でお答えをしていきたいと思います。

まずその共有地があるのかどうか、あるいは、どういうふうに支払われているのかという点ですが、こちらはまた詳しくは調査をしてまいりたいと思いますけれども、バングラデシュの場合、共有になっている場合、あるいはその相続の結果として、一人のもともとの地権者から相続した人にはかなり細分化されて保有されている場合というのも多々あるというふうに聞いておりますので、そういう事情があって、かなり地権者の数として多くなっていると、面積に対して多くなっているってことではないかというふうに考えております。これはまた調査をお答えできるようにしておきたいと思います。

それから、既に移転しているであろう数世帯のところですが、1世帯移転しているというふうに理解しておりますけれども、こちら今、どういう状況になるのかというところは、こちらちょっと再度調べないとわからない、今、ちょっとすぐに資料が出てこないので、また調べてお答えするようになります。

その次、立地する製造業に対する環境規制等ということですが、それぞれの業種に応じた規制というのは存在をしているというふうには認識しております、いずれにしても、工場を立地する際に勝手に立地できるということじゃなくて、必ず環境局を通して立地申請をする形になっております。これは消防とか、その他も含めて、関係省庁の一定のクリアランスを得たうえで立地する形になっているというふうに理解しておりますので、それを通じて環境規制を受けるというふうに考えてます。ちょっと具体的にどういう業種にどういう規制がかかっているのかというと、主なものについては、今後また調査のうえ、ワーキンググループにおいてお答えできるようにしておきたいと思います。

それから、周辺の住居等に対して、今までの開発の中で土地利用規制がかかったかということですが、それは確かに今、フェーズ1の土地の周りにフェンスはしっかりとつけておりますので、通行等がそこに関しては中に勝手に入れないようになっているというふうですが、特に周辺で何か利用規制がかかったということではありません、というふうに理解しております。こちらも詳しくはまたワーキンググループに向けて調査をしたいと思います。

また、現地の情報から聞いている限りでは、ご指摘あったとおり商店であるとか、その他、住宅もううですが、といった経済活動の増加というのは見られているということで、そのあたりが利用

規制とどういうふうに絡んでいるかというところは、今後、調べなければならないかと思います。

それから、騒音や大気汚染、水質といった、製造業とか立地が始まったあの、環境の管理であるとかアセスメントといったところですが、こちらの大気に関して言うと、SOx、NOxだけではなくて、PMであるとかオゾン等についても規制は存在をしているというふうに理解をしております。それはどのような形で、団地全体として例えば環境容量のようなものを設定して運営される形になっているのかというところは、確認をする必要ございますけれども、先ほど申し上げたとおり、その1件1件の立地に当たって、環境局のクリアランスを得る形になっているというふうに理解していますので、そちらとの兼ね合いなどでどのように適切に運営されることになるのかというところは、確認をしたいと思います。

また、気象条件と照らして、南側の立地というのは適切かどうかというところなんですけれども、これはまたちょっと専門の課に確認をする必要はありますけれども、基本的にはバングラデシュはこここの土地は非常に平坦ですので、この中でどこに立地するかというのはそれほど風向き等には大きな影響を受けないのかなというふうには、素人考えですが、思うところです。

それから、その後、第3フェーズに関してですが、今のところそのような計画は耳にしておりませんので、基本的には、今の第2フェーズの拡張のところまでをもって、この事業としては一定の形を見るというふうになるんだろうと思っております。なので、南側に拡張したあと、さらに南に拡張できるのかどうかという観点で言うと、そこをそれほど今の段階で検討するという段階にはないのかなという理解でございます。

さはさりながら、代替案評価において、今のその比較の仕方が、特に1と4の比較の仕方というのがフェアなものであるかどうかというところは、再度検討はさせていただければと考えているところでございます。

ただ、先ほど申し上げたとおり、ここで評点に大きな差が開発効果のところでついておりますのは、ご理解いただいているところかもしれませんけれども、この場所を分けて、国道をまたぐというところが非常に難しくなってくる、特に非常にその管理施設であるとか税関であるとか、そういったものはこちらの今あるフェーズ1のところに設置される予定になりますので、そこが分かれてしまうと、相当反対側に入居する企業にとっては、当面不便な状態が続くということになろうかというふうに思われますので、そのあたりを踏まえながら考えていくべきだと考えております。

今、これでとりあえずいただいたご質問にはお答えしたかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長　はい、ありがとうございました。

鋤柄委員、どうぞ。

○鋤柄委員　はい、鋤柄です。二つ教えていただきたいことがございます。

一つは、モニタリングの部分です。生態系のモニタリングを実施されるという計画になっています。フェーズ1でもそうだと思いますが、相当な厚さの盛土をして、元の地面が見えないような状況になると思います。そこで生態系のモニタリングというのは、その盛土をした場所ではなくて、周辺も含めて行われるのか、また、どのような項目について行われるのか、それについて教えていただきたいと思います。

それともう1点が自然環境への影響です。このスライドの一つ前です。

土地造成のためにかなり大量の土砂を、900万m³ですか、使われるということですが、確かにここに書かれているとおり、河川生態系への影響相当大きいと思います。その土砂を探る場所についての検討では、候補地を洗い出しての立地と同じような代替案の比較とか、そのような検討は為されたのか、それについて教えていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 衣笠委員、どうぞ。

○衣笠委員 原嶋委員長、ありがとうございます。衣笠です。

私のほうから2点質問で、フェーズ1でのグリーバンスメカニズム、既にしっかりとしたグリーバンスメカニズムが入っているのかということと、あとはそもそもグリーバンス自体が上がってきているかどうかの確認はされているか、が1点目。

もう一つがちょっと根本的な考え方のところで、ページ7の代替案検討する時の考え方ですけれども、この地図を見ると、候補地1から4について、1以外の2から4っていうのは長方形でデザインされていて、そこで影響評価をされていると思うのですが、1の場合だと、例えば周辺集落などを避ける形でデザインされているので当然ながら、住民移転なども小さくなる可能性があると思います。あえて、この考え方として1は185haを取るうえで長方形になってないが、ほかは長方形で取ると、どうしてもおのずと長方形のほうが点数は悪くなると思ったんで、これはどう考えればいいのかと思った次第です。

以上です。

○原嶋委員長 長谷川委員、お願いします。

○長谷川委員 はい、ありがとうございます。

フェーズ2に至るまでのことをちょっと聞きたいんですが、ここまでほかの委員から、フェーズ1についての質問もあったと思うんですが、私が記憶がないんですが、助言委員会でフェーズ1については扱ったのかどうか、ちょっとフェーズ1の時に日本政府、あるいはJICAが関わって環境配慮的なことを少ししたのかどうかということを教えてください。もしそうでないとすれば、自国、あるいは、ほかの協力機関がやった環境配慮の様子がどうであって、モニタリングなんかもししてるんであれば、なんか教訓めいたこととか、あるいは留意すべきことがフェーズ1から今かなりわかってきてるかどうかあたりも聞かせてください。

それからこれ、結構フェーズ1だけにとどまれば別ですけども、フェーズ2があって、それからひとつするとフェーズ3なんかも可能性もなきにしもあらずですから、かなり大面積になりそうで、当初これは全てを含めた戦略的環境アセスメント的なことをやっていたのかどうか、このあたりもしわかれれば教えてください。

以上です。

○原嶋委員長 重田委員、どうぞ。

○重田委員 重田です。

一つはこの段階で代替案検討を、アクセス道路と工業団地ありましたけど、アクセス道路のほうを見ていただいてよろしいですか。

工業団地と共に通してるんですけども、この段階としては、事業を実施しないという場合は、比較のこの検討表の中に入れなくていいのかどうか、評価表の中に。もう既に以前からされてるってい

うことで、それが1点と、あとは2点目はこのアクセス道路の自然環境のところの森林伐採のところが点数が0.43、1の評価となっていて、非常に低いんですけども、ここは環境レビューのほうでも森林伐採がかなりあるっていうことが書かれてますけども、森林伐採がどのくらいの規模なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 それでは、ご対応のほう、お願いしてよろしいでしょうか。

○山田 はい、ありがとうございます。それでは、いただいた順にお答えしていきたいと思います。

まず生態のモニタリング、盛土に関わるところでございますけれども、周辺環境のモニタリング自体はちょっと正確に、どう、どこまでをモニタリングするかというレンジについては再度お調べしたいと思いますけれども、完全にその敷地内だけをモニタリングするということではなくて、周辺の影響も含めて、モニタリングしていくことになるというふうに理解をしております。

それから、土砂の砂採り場の検討、代替案も含めてということですが、代替案検討自体はバンガラデシュ政府が行っているので、その中からその政府機関というか、BEZAのほうがここで採るべしというのを、環境局の認可を得て行うという形になっておりますので、その過程で代替案の検討というのが行われるということになっているというふうに理解をしています。そちらの内容についても確認をしつつ、審査を行っていかなければと思っております。

それからGRM、グリーバンスのメカニズムについてですが、GRM、コミッティを含めてそちらについては既に設置をされているというふうに聞いております。で、GRMの存在自体も、周辺住民に関してはよく知っているというふうに聞いておりますけれども、その中で特にグリーバンスが今挙げられているということにはなってないというところを、今直近で確認しているところでございます。

それから、代替案の形ですが、2、3、4と工業団地の代替案がある中で、いずれも長方形になっているところで、これはご指摘のとおり、まだどういう形にしたらいいかということについて、2、3、4についてあまりはっきりしていないところもあって長方形になっているんですが、いずれにしても、特に2と3についてはかなり大きく集落がオーバーラップしてくるということで、なかなか団地を運営しうる形で形を変えるというのは難しかろうと。4もまたしかしりということですので、これは実際にじゃあもう少し何か比較がよりわかりやすい形になるように、この1と近い形にできるかどうかというところは、また追って検討させていただきたいと思いますけれども、今のところ、そのような形で検討している形になります。

それから、フェーズ1の時の助言委員会等についてですけれども、こちら最初にFIカテゴリーで事業を開始されておりまして、どこで工業団地を建設するかというのがあらかじめ決まっていなかったということになります。それでこの今の場所に工業団地の建設を開始するという段階において、重大な変更ということで、助言委員会に付議させていただいているという形になります。それがフェーズ1の時の経緯ということになりますけれども、その際に戦略的環境アセスメントまで含めて、フェーズ1、フェーズ2への拡張も含める将来的な拡張も見越した形で行っていたかというと、そういう形ではなかったというふうに理解をしておりますけれども、ちょっとそういう形になっていますが、付議自体はされているというふうに理解をしております。

それから、代替案の検討において、特にアクセスロードのところですが、実施しない場合の評価

について、表のところに含めたほうが良いのではないかということのご指摘でございますけれども、そちらについては、そうすべきかどうか、また検討をさせていただければと思います。

それから、アクセス道路の森林伐採に関して、少し案1が大きいのではないかということですけれども、ほかの案に比べれば大きくなっていますが、0.43haという量であり、かつ、この道路自体は380mということで非常に短い道路ですので、その広大な面積を伐採するということではないとうふうに理解をしております。

今のところで、これで一応いただいたものにお答えしているかと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長　はい、どうもありがとうございました。

それでは、時間の制約もございまして、本件につきましては、改めてワーキンググループの設置が予定されておりますので、本日いただいたものを含めましてご議論いただきたいというふうに思っております。

どうしてもここで何かご発言ありましたら承りますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、本件ここで締めくくりとさせていただきます。どうもご説明ありがとうございました。ワーキンググループに向けた準備よろしくお願いします。

続きまして、モニタリング段階の報告に移ります。

池上さん、お願いします。

○池上　はい、では、改めまして審査部事務局の池上です。

モニタリング段階の報告、最長で15分を想定していますけども、できればそれより短く簡潔に終わらせたいと思っております。

資料を今投影しておりますけども、資料の仕組み、見方については毎回ご説明しますけども、若干毎回質問を受けておりますので、簡単にご説明してから、内容について、上のほうから1件ずつという形でご説明を進めたいと思っております。

まずはこの資料の対象ですが、2010年にガイドラインを制定してから開始されたカテゴリA案件の古いほうから左端に連番を付して並べてあります。ですので1ページ目、今見えているのはかなり古い案件です。これはページをめくっていくと新しい案件に移っていき、最近立ち上がったばかりの案件で最後終わるという形になっております。

この真ん中あたりにモニタリング結果公開合意の有無というのがございますけれども、皆様ご承知のとおり、モニタリングレポートについては、環境面と社会面、社会面は土地の収用関連ですけども、こちらについて分けてレポートは提出され、公開する形となっております。

ちょっと誤解を招いておるところもありますけども、国ごとにどの国は公開していく、どの国はだめという形ではなくて、1件1件案件を立ち上げる際の審査の段階で、先方の実施機関と協議して、提出されたモニタリングレポートについてホームページで公開していいかどうかについての許可を得る、合意を得るという形で進めております。

この1ページ目を見ていただくと、社会面の合意が取れてない×というのが多いなって目立つかもしれませんけども、ページをめくっていただくと、だんだん○が増えしていくのがお分かりになるかと思います。もともとこの2010年のガイドラインに適用した段階からモニタリングレポートの公開

について、合意を取り付けるようにJICAとして努力してきたところでございますけれども、先方に対する働きかけを強くするという形で努力を重ねてきた結果、全てが合意取れるようになったというわけではございませんけども、合意が取れるものが増えてきたという状況になっております。この資料を見ながら、その点についてご理解いただければなと思っております。

そしてその右に事業進捗について記載しているところがあります。1ページ目は建設工事中と供用中がありますけれども、違いはと言いますと、工事をしている段階は建設工事中、そして完工して先方政府に渡してからのいわゆるモニタリング期間の間は供用中という言葉を使っております。そして、モニタリング期間が終わると、終了という形にして、この資料から一旦終了したものについて消していくというプロセスになっております。資料の5番、7番、9番がグレーアウトされておりますけど、これはこの半年で終了段階までいたったので、次回の資料からこれは消させていただきますと、そういう意味でグレーアウトしております。

そして一番大事なのが、この右側の情報公開済みの最新のモニタリング結果。要するにここに、この半年間、前々回、今年の3月に私から報告させていただいてから、どれだけ新しいモニタリングレポートが提出されて公開されたかが示されています。赤字になっている部分が新しく提出されて公開されたものです。

では、1番から簡単にご説明していければと思いますけれども、1番のベトナムの案件については環境面、社会面両方とも公開合意が取れていて、環境面について2025年第2四半期分のレポートが公開されています。第2四半期とは年度ではなく年を基準にしていますので、今年の6月までの分の報告が、要するに最新のレポートが今、ホームページで公開されているという状況です。社会面が2016年ですがこれはこの案件の初期段階で、土地収用のプロセスが終わり、16年第3四半期の報告で社会面の全てモニタリング報告が完了したという状況です。社会面も環境面にも、しっかりとレポートが公開されているという状況とご理解いただければと思います。

2番、3番、この半年前に報告してから新しいレポートが提出されておりませんで、2024年度の第4、第3で終わっております。これについては今後、最新のレポートをタイムリーに取り付けていきたいと思っております。

そして4番のバングラデシュですけども、このページの中にバングラデシュが4と12番にあります。2件とも、環境面、社会面両方とも公開合意が取れていません。先ほどちょっとお話をしましたけど、モニタリングの公開の合意については国単位で協議しているわけではありませんけれども、なかなか合意が取りにくい国というのと、結構合意が取れる国というのがありますと、バングラデシュは今まで何回か議論になっておりますけど、なかなか合意が取れにくい国の代表的なところでございます。ただ、この資料の最後のほうまで行きますと、やっとバングラデシュで公開合意が取れましたというところで、この資料終わっています。6番のカンボジア国道5号線の案件。こちらのほう、環境面のモニタリングレポートについて公開合意が取れており、今年の3月までの報告書、レポートが出たという状況になっております。

時間の関係もありますので、飛ばしていきまして、次のページに進ませていただきます。

こちらのほうは、見ておわかりのとおり、かなり赤字になっている、右の二つの欄にレポートが提出されましたよという案件がかなり多くなっております。上のほうからカンボジア、エルサルバドル、フィリピン、カメルーンとなっておりますが、これもページをどんどんめくっていっていた

だくと、数年前、COVIDの流行してた頃には、ここがこの右の二つに赤い部分がほとんどなかったという時期もありましたが、だいぶCOVIDの影響も少なくなってきて、それからモニタリングレポートを提出せしめるための働きかけも積極的にかなり強く働きかけた結果、かなり提出されるようになって、ここに赤字が増えてきたという状況です。このあとのほうのページ見ていただいてもわかりますけども、今回は前回よりもレポートが多く提出されたという状況になっております。

13、14、カンボジア、エルサル、フィリピン、16番のカメリーンあたりまでレポートを公開しております。

17番のインド、こちら23年の第1四半期で公開が終わっていますが、これも鋭意先方に働きかけており、1個、今年に入ってからレポート出てましたが記載ぶりにデータが入ってないところがあり、フォーマットが違ったりというところもあって、先方に1回修正を依頼したという状況になっています。ですので、これもモニタリングが全く止まっているというわけではなく、そういうプロセスにはあるとご理解いただければと思います。

19番のウクライナ、これは事情はご理解いただけると思いますけども、事業を実施できるような状況ではなく、案件としては実施開始しましたけども、事業は停止中でモニタリングもできる状況ではないということでご理解いただければと思います。

そして、そのあと、フィリピン案件で2024年のレポートが出てきております。公開されているものについて、もちろん2025年のが公開されるのが非常に望ましいところありますけれども、フィリピンの場合、2024年のレポートが今公開されるというケースが結構多くなっております。モニタリング自体はされているからこそレポートは出てくるんですけども、JICAのほうに提出されるまでのプロセスにちょっと時間がかかると理解しています。これもよりタイムリーに公開できるようにということで先方に働きかけていきたいと思っております。

そしてこの2ページの一番下のインドと次のページのインド、この二つについても、2025年、2024年、それぞれのモニタリングレポートが公開されたという状況でございます。

また、3ページ目に行きまして、29番のコスタリカのグアナカステの地熱開発セクタローン。これについても非常に新しい今年の3月までのモニタリングレポートが提出されて公開されたという状況でございます。

そこから先、34番のインドネシア、パティンバン港と36番のフィリピン、マニラメトロの件。これもタイムリーとは言えないんですけど、2024年のレポートについて、環境面、社会面両方併せて情報公開ができたという状況でございます。

そして、このあとページをまたがり37番、39番、40番、43番とインドの案件が並んでおります。インドの案件もなかなか公開が進まない時期もあったんですけども、このあたりの案件は2025年のレポートが基本的に環境面も社会面も出てきているというところで、インドのほうもかなり情報公開が進んできたという状況になっております。なお37番のについては、社会面が2019年で終わっていますけど、これは冒頭にあった事例と同様に、案件の序盤で土地収用が終わっているので、これは社会面のモニタリングが終わって、そこまできっちりやりました。そして、環境面については、今年の6月までしっかりタイムリーにレポートが提出されておりますと、そういう状況とご理解いただければと思います。

そのあと、フィリピン案件が45番、46番と続きます。先ほども申し上げましたが、フィリピンに

については2024年のレポートが今公開されるケースが多いのですが、これについてはよりタイムリーに取り付けられるように心がけていきたいと思っております。

そして50番のウズベキスタン。これは今年の6月まで分の環境面、社会面のレポートをホームページで公開しております。

そして52番、53番、54番。インド案件、エチオピア案件、ブラジル案件について今年に入ってからのレポートまたは昨年末12月までのレポートが公開されましたという状況になっております。

このページ見ていただければおわかりになると思いますけど、冒頭申し上げましたとおり、比較的新しい案件については、2025年の、場合によって2024年もありますけど、レポートがモニタリング公開の合意が取れているものについては、基本的には公開されているという状況になっております。

真ん中のあたりの47、48はレポートが公開されていないのですが、これは実施機関がモニタリングレポートを作成していないという意味ではなくて、公開合意が取れていないので、ここの右側の資料には記載されていないと位置づけです。公開合意が取れていないものは、レポートを取り付けていないという意味ではございませんで、公開合意が取れていないので、レポートが出ているかどうかも、この資料に書けないとご理解いただければと思います。

あと2ページですけれども、資料の5ページ目のほうに移っていただきまして、58番でインドの案件で非常に新しい2025年の環境面のレポートが取り付けられております。

そして62番、63番、これも2025年、2024年もありますけれども、公開合意に基づきまして、レポートがいくつか公開されております。

このページは取付中という記載が多くなっております。取り付けなくてはいけないものがなかなか出てきていないという意味ではありません。5ページの最近の案件をよく見ていただくと、コンサルタント調達手続き中とか用地取得開始済、工事開始前とかまだ着手したばかり、着手する準備をしているという状況のものが多くございます。まだ建設工事が始まってないので環境面のモニタリングレポートも提出義務がまだ発生していない、また土地収用にまだ着手していないから、社会面のモニタリングレポートを出す時期になつてないと、そういう状況の案件についても取付中という表記にしております。ですので、これは案件が進んでいくと取付中としているレポートが作られる時期になり、前のページと同様に赤字で最新のレポートについて記載されていくとご理解いただければと思います。

そして、最後の6ページ目ですけども、69番と70番についても比較的新しい案件でコンサルタント調達手続き中となっていますけど、この下の71、72、73、これらが今年の3月にご報告してから新しく合意してこのリストに新しく載ってきたものでございます。こちらまだ案件について合意したばかりですので、実質的な開始をしておらず、レポートが提出される状況ではないんですけど、ウガンダとブータンについては今までの取り組みの結果もあり、環境面、社会面、両方とも公開合意が取れております。

そして最後73番のバングラデシュ。こちら初めにバングラデシュについては公開合意がなかなか取れないという話をさせていただきましたけども、社会面はなかなか交渉がうまくいかなかったようですけども、環境面については漸く公開していいという合意を得ることができます。ということで、一つでもどこかの国で公開合意が取れると、他の新しい案件を開始する時の交渉でも、

他の実施機関で公開合意していますという事例を活用してその協議に挑めますので、これはかなり大きな一歩かなというふうに我々としては考えているところでございます。

以上、ちょっと駆け足になりましたけども、2010年以降に始まったカテゴリA案件のモニタリングレポートの公開状況について、ご説明させていただきました。

また、半年に1回このご説明をしておりますけど、これとは別に、例えば今年は4月にフィリピンの案件3件、6月にカンボジアについて3件、案件の建設段階、それから供用段階のモニタリング状況についてのご報告をさせていただきましたが、これについても引き続き今年度も続ける予定となっておりまして、このリストで言うと50番のウズベキスタンの案件などなどについても、今年度中にモニタリング段階の報告をさせていただければと思っております。

また、6月のカンボジアの3件についてご報告させていただいた時に、鈴木克徳委員からもかなりモニタリングの項目についてはこういう考え方に基づくべきですとか、実際のモニタリングの仕方についても示唆に富んだご意見たくさんいただきました。我々として参考にさせていただければと思います。

そして、今このリストに載っている案件については、それぞれの案件を開始する時点で、先方との協議でモニタリング項目はこうです、とかなり協議し、助言委員会にもちょっと諮らせていただいたうえで決めているので、実施段階に行ってから、モニタリング項目を抜本的に変えるというのは、なかなか先方との関係もあって難しいところはありますけれども、これから先、新しく案件として審議していただく際には、高いフィージビリティを持ったモニタリング項目を設定していかなければと思っておりますので、その点について助言委員会でも積極的にご指導いただければと考えているところです。

駆け足になりましたけど、私のほうからのご説明は以上となります。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。それでは今、ご説明いただいた内容につきまして、重要な点で何かご質問ありましたら承ります。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 はい、ありがとうございます。

重要な点でないかもしれませんですが、毎回同じような多分質問して申しわけないです。

モニタリングの社会環境のところで影響なしというふうな記載があって、これは何かということを前にも質問したと思って、確か社会環境への影響はないよ、そういうものだよということで、そういうお答えをいただいたかなと思うんですけども、そういうことでよかったです。

それから、これ、一般の人にも公開されてて、この影響なしというところを見た時に何に対する影響がないのかっていうところが、ちょっとやや不明確じゃないかな、と。もしそういうことであれば、この表の欄外に、この影響なしについて、何についての影響がないのかという、だからこういう記載だという、ちょっと1行の説明があると、一般の人にわかりやすいかなと思うんですが、ちょっと何度もしている質問で恐縮です。よろしくお願ひします。

○原嶋委員長 池上さん、お願ひします。

○池上 ご質問ありがとうございます。

確かに、このご質問は以前受けて私のほうからお答えさせていただいた記憶がございますけども、この影響なしについては、その案件については土地の収用が必要なく、既に実施機関のほうでハン

ドリングできる土地の上で事業が実施できるということで、社会面の影響なしとしています。モニタリングの公開合意が取れてないのは×ですけど、そうでなくて、もともとモニタリングする必要性がないというものについて影響なしという言葉を使わせていただいております。

ただ、確かにこれについてはホームページ上で公開していますので、影響なしとした場合に疑問に思われる方がいらっしゃるかもしれませんので、資料のほうは工夫させていただければと思っております。

○長谷川委員 すいません、ついでで申しわけないんですが、社会環境への影響っていうのは、もちろん、住民移転が大きな要素になるんですが、それ以外にもいろんな面での社会への影響っていうのはあるもんですから、そういったところも含めながらの影響なしかどうかというそのあたりもしっかりと記載して注意書きでしてもらうとわかりやすいかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

今ご指摘ありましたけど、社会影響についてはかなり範囲が広いので誤解のないような表現お願いします。

小椋委員、お願ひします。

○小椋委員 はい、ご説明ありがとうございます。

今回、このモニタリングの一覧表の中で、カンボジアの5号線の改良事業について、数件工区に分けて記載がございますが、本日の冒頭で国道1号線のワーキングのお話をさせていただいたところなのですが、モニタリング結果の公開についての合意っていうことは×はついてるのですが、例えば国道1号線、あるいはメコン架橋について、このモニタリングの結果について参考とさせていただくようなことは、可能なのでしょうか。

もっと具体に言うと、道路区域、ライトオブウェイ（ROW）の中の補償ってどうなってるのかっていうようなことに対して、この5号線のモニタリング結果を参考とさせていただきたいということですが。

○池上 少々お待ちください。

すいません、お待たせしました。

一応、公開合意がとれていない案件のモニタリング結果について第三者に公開する場合には、先方とさらに協議し改めて合意を得なくてはいけないことになります。一応形としては助言委員会は公開合意に関しては第三者ということになりますので、もし必要になる場合、助言委員に対して情報提供するということについて、先方と改めて確認をしなくちゃいけないということになります。

○小椋委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ただ、小椋委員が期待している内容がそこにあるかどうかはどうですか、池上さん。小椋委員はかなり深い情報というか、詳しい情報を求めてらっしゃるような印象を受けますけども。情報の内容としてはそこまで期待できる内容なのかとか、ちょっとそのあたりはどう考えたらいいんでしょう。

○池上 この件についてのモニタリングレポートの中で、どこまで詳細に記載されているかというのはちょっとすみません、私のほうで今即答できませんけれども、審査の時に合意するモニタリングフォーマットレベルの情報が記載されることになっています。ただモニタリングのフォーマッ

トには入っているけれども、回答が欠けている部分もあるといったところが一般的なモニタリングのレポートのレベルでございますので、今言われたような、小椋委員が期待されているような情報まで記載されていない可能性は若干高いかなと思っております。

○原嶋委員長　はい。小椋委員、よろしいでしょうか。

○小椋委員　はい、わかりました。ありがとうございます。

○原嶋委員長　それでは、時間も押しておりますので、全体としては、公開について積極的な努力をしていただいているということについては、歓迎させていただきます。

重田委員、どうぞ。

○重田委員　はい、モニタリング段階の報告ありがとうございました。

以前に比べてだいぶ評価報告が進んでいると思います。バングラデシュとか、そういう国々が少しずつですけども、JICAさんもご努力されてるんだなっていうのはわかります。

で、これは一般公開されてるんでしょうか。先ほどちょっと確認がありましたけれども、モニタリング段階の報告、これホームページ上に載ってるんですか。

○池上　はい、JICA、池上です。

モニタリング報告書については、ホームページで公開しております。

○重田委員　この○も×も公開されてるわけですね。

○池上　まず、この資料自体は助言委員会の資料として公開されておりましす、また、○になっているものについては公開合意が取れていますので、この資料の右の2列にあるこの最新のもの、古いものもそうですけれども、この最新のものまでホームページ上で公開しております。

○重田委員　×のものは公開されてないわけですね。

○池上　はい。×のものについて先方実施機関の了解が取れてないので公開されません。

○重田委員　丁寧な説明もより求められると思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○原嶋委員長　はい、どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけども、何か重要な点ございましたら承りますので、サインを送ってください。

○重田委員　重田ですけれども、ちょっと途中参加で、よろしいですか。

最初に説明があったのかもしれませんけども、エジプトのワーキングの中止のカイロ地下鉄四号線の説明、これについてあったのかっていうことと、あともう1点は、ネパールの事業、ナトゥンガトンネル建設事業に異議申立があつたということで、これメールでもいただいたんですけども、その説明は今日あつたんでしょうか、っていうことと、あと3点目がこれはちょっと私が見落としているかもしれないんで、10月20日のワーキングは中止の報告はありましたでしょうか。ちょっと見落としているかもしれません。その3点です。

以上です。

○原嶋委員長　池上さん、どうぞお願いします。

○池上　はい、事務局、池上です。

まず2点目のナトゥンガについては、当方からメールでご連絡をさせていただきましたけれども、これについては助言委員会の中で議論するというイシューではございませんので、この場で、全体

会合の中では本日発言をさせていただいておりません。メールでお伝えした内容以外にはホームページで今公開されている、またこれから公開されている情報を確認いただければという考えております。

そして、3点目の10月20日のワーキングについては中止となっております。

○西井 審査部の西井でございます。カイロメトロの件、すいません。ご迷惑をおかけしております。今、情報収集しております、中身整理したうえで改めて適切な方法でご連絡させていただければと思っております。本日はすいません、ご説明にまで至っておりません。

○重田委員 はい、ありがとうございました。

○原嶋委員長 鈴木克徳委員、どうぞ。

○鈴木（克）委員 ありがとうございます。改めて鈴木です。

ちょっと1点確認なんですけれども、本日議論があったバングラデシュの外国直接投資促進事業のフェーズ2なんですけれども、資料の13ページの6.環境レビュー方針の概要の中で供用時について、私、大気汚染とか水質汚濁が重要だという指摘をさせていただいたんですけども、現在の確認済事項というところでの汚染対策には書かれていません。これは書き加えていただけるという理解でよろしいのでしょうか。

というのは、これまでの過去の事例を見てみても、大気汚染というのは最も大きな問題になっているケースというのが多くて、そういった問題について、供用時の対応としてもし載っていないとしたら、これは不備と言われるおそれが強いのではないかと思うので、念のため確認させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○原嶋委員長 一応、私の理解では、そのつもりですけども、審査部から改めて、担当にリマインドをお願いするようなことをお願いしてよろしいでしょうか。どうでしょうか。

○池上 はい、我々としても同様の理解をしておりましたけど、念のため、改めて確認させていただきます。

○原嶋委員長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木（克）委員 はい、それで結構です。

ただ、タイのイースタンシーボードなんかのケースでも、やっぱり大気汚染とか、それから悪臭などが非常に気象条件によって影響を受けて、あとで苦情が出てきて対応に苦慮した経緯があります。イースタンシーボードの場合には非常に詳細なアセスメントを行ったつもりでタイ政府はいたのですけれども、それでもクレームが出てきたということで、やはり気象条件、先ほどの説明で平地だから気象条件はあまり関係ないというお話をしたけども、気象条件というのは決定的に重要なファクターになってくるので、ぜひそのあたりもよく検討したうえでDFRのほうで記載をしていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

池上さん、これもしかしたら既にEIAそのものは現地で作られているものを取り込んでくる形のものの可能性はないですか。その場合には、現地のコンサルタントなど、ちょっとどこが作成したものか、ちょっとわからないんですけども、十分手当できるかどうかわからないんですけど、どうでしょうか。

○西井 審査部、西井でございます。鈴木克徳委員と原嶋委員長、ありがとうございます。

委員長ご指摘のとおりEIAは既に先方政府のほうで準備中だとは理解しているのですが、進捗状況も含めて、今事業部の担当者がおりませんので、明確な答えをお渡しすることができません。いただいたコメントに関しましては、事業部のほうに伝達させていただきまして、適切な対応を検討のうえ、改めてワーキングの時に議論させていただければと思います。

○原嶋委員長 はい、よろしくお願ひします。

山岡委員、よろしいでしょうか。何かございましたら。

○山岡委員 はい、山岡です。

ありません。どうもありがとうございます。

○原嶋委員長 ちょっと時間が押してしまいました。大変申しわけございません。

これで最後になりますけど、何かご発言ございましたら、ご指摘事項ありましたら、承りますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、モニタリング段階の報告はこれで締めくくりさせていただきまして、スケジュール確認をお願いします。

○池上 はい、事務局、池上です。

次の全体会合につきましては、来月11月7日金曜日、通常どおり14時から開催させていただければと思います。

また、本日山岡委員にこちらのほうへお越しいただいておりますけれども、本部会議室からの参加いただける方については参加を推奨しておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、全体を通じまして、何かご発言がございましたら承りますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

今日は大変時間を押してしまって、申しわけございませんでした。それでは、第172回の全体会合をこれで終了させていただきます。どうもありがとうございます。

閉会17:32